

令和5年第1回由利本荘市議会定例会（3月）会議録

令和5年3月7日（火曜日）

議事日程第3号

令和5年3月7日（火曜日）午前9時30分開議

第1. 一般質問（発言の要旨は別紙のとおり）

発言者	19番	高橋和子	議員
	1番	阿部十全	議員
	10番	泉谷赳馬	議員
	3番	佐藤正人	議員

本日の会議に付した事件

議事日程第3号のとおり

出席議員（21人）

1番	阿部十全	2番	小川幾代	3番	佐藤正人
4番	佐々木隆一	5番	大友孝徳	6番	松本学
7番	佐藤義之	8番	佐藤健司	9番	小松浩一
10番	泉谷赳馬	11番	甫仮貴子	12番	堀井新太郎
14番	三浦晃	15番	正木修一	16番	吉田朋子
17番	高橋信雄	18番	長沼久利	19番	高橋和子
20番	渡部聖一	21番	三浦秀雄	22番	伊藤順男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	湊貴信	副市長	佐々木司
副市長	三森隆	教育長	秋山正毅
企業管理者	三浦守	総務部長	小川裕之
企画振興部長	今野政幸	市民生活部長	熊谷信幸
健康福祉部長	小松等	産業振興部長	齋藤喜紀
観光文化スポーツ部長	高橋重保	建設部長	佐藤奥之
教育次長	三浦良隆	消防長	佐藤剛
行政改革推進課長	小番正明	広報広聴課長	佐々木紀孝
市民課長	加賀谷幸子	生活環境課長	三浦浩喜
こども未来課長兼こどもプラザ館長	渡部直子	エネルギー政策課長	佐々木幸治
観光振興課長	佐藤徳和	文化・スポーツ課長	伊藤望
建設管理課長	東海林健悟	教育総務課長	三浦雄一郎
学校教育課長	相庭俊一		

議会事務局職員出席者

局	長	阿部	徹	次	長	齋藤	剛
書	記	村上	大輔	書	記	松山	直也
書	記	高野	周平				

午前 9時30分 開 議

○議長（伊藤順男） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

出席議員は21名であります。出席議員は定足数に達しております。

○議長（伊藤順男） それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事は、日程第3号をもって進めます。

○議長（伊藤順男） 日程第1、これより一般質問を行います。

なお、毎回のお願いです。質問者の皆様は答弁に対する再質問の際は、項目番号、項目名を明確に告げて、簡潔な発言に配慮していただきたいと思っております。

発言の通告がありますので、順次質問を許します。

初めに、19番高橋和子さんの発言を許します。19番高橋和子さん。

【19番（高橋和子議員）登壇】

○19番（高橋和子） 皆様、おはようございます。会派高志会の高橋和子でございます。議長のお許しを得ましたので、これから一般質問をいたします。

大項目1、峰越手代奥山林道の改良について。

鳥海地域百宅地区と、酒田市八幡を結ぶ峰越手代奥山林道は、鳥海ダム観光、環鳥海山観光の振興を図る上で、重要な路線であると同時に、日本海側の山形県庄内地方と秋田県内陸部を結ぶ防災道路としても、極めて重要な道路であり、また鳥海ダムを袋小路にしない道路としても欠かせないものであります。

この林道は、山形県側を酒田営林署が奥山林道として13キロメートルを開発し、秋田県側を矢島営林署が手代林道として19キロメートルを開発したのが始まりであります。その後両県と両町から、これを連絡したいとの計画が持ち上がり、県境4.3キロメートルを県営事業として着工し、昭和47年に開設されました。

鳥海、八幡両町は、この峰越手代奥山林道を、広域的な地域づくりに重要な道路であり、一般道への格上げを実現すべき道路と位置づけ、平成4年に整備促進協議会を発足させ、国や県に対し要望活動を行ってまいりましたが、両町ともに、それぞれの合併後の市に、整備促進協議会は引き継がれず解散となった経緯がございます。

昨年11月に、この道路の重要性を考える本市、酒田市及び遊佐町の民間、各界、各層の方々の参加による懇談会が酒田市で開かれました。元町長の方々も参加され、この道路は、地域活性化のためには必要で重要な道路である。一般道に格上げすべきと努力してきたが、力不足でできなかった。鳥海ダムができる今、鳥海山・飛島ジオパークを構成している自治体が一体となって、地域活性化のために一般道への格上げを実現して

ほしいと熱く語られておりました。

昨年9月の渡部聖一議員の一般質問に対する市長の答弁では、ハードルは高いが観光道路のほか、災害時の迂回路ということにも使えるように、酒田市、県とも相談していくとのことでありました。

昨年8月に設立された整備促進連絡会議は、取りあえず現在の林道の早期復旧を目指すという趣旨のものでありましたが、鳥海ダム建設事業が展開されている期間内に一般道格上げについての協議も併せてやり、実現できるように進めていくべきと考えます。いかがでしょうか、市長の考えをお伺いいたします。

大項目2、鳥海ダム周辺整備について、(1)市道付け替え道路について。

現在、貯水池南側に計画されている市道倉ノ下線の付け替え道路は、急峻でかつ脆弱な地盤の山林を削るものであります。のり面勾配を安定させるため、最大50メートルの高さの山肌を削る工区もあるとお聞きしました。貯水池北側の展望台から、湖面を臨むとき、正面に見える山々が大きく削られていることは、美しい大自然の景観を著しく損ねてしまうことになるのではないのでしょうか。また、その場所は、過去には山林の土砂崩れによって、百宅集落の住宅が押し流された災害も発生しております。複数のトンネルにより、直線的な路線計画となっている貯水池北側の市道百宅線の付け替え道路に対し、急峻な地形をほぼ等高線に沿った路線計画の貯水池南側の市道倉ノ下線の付け替え道路は、雪崩や豪雨等による災害発生を容易に予見させるものでもあります。その災害の復旧や維持管理には将来にわたり市の大きな財政負担が強いられるのではないのでしょうか。付け替え道路は機能補償と地権者や地域の要望による路線と理解しておりますが、しかしながら、現在の路線計画は、貯水池沿いの公有地、民地へ接続する機能が求められた結果であるとしても、当初計画されていた貯水池横断橋が設置されなくなったことにより、峰越手代奥山林道への接続はかなり不便になるものと考えます。

また、鳥海山、百宅登山口へのアクセスや酒田市八幡地域へ越える林道接続を機能補償するならば、百宅字滝ノ上地内の市有地を通り、市道手代線の終点付近に接続する路線への計画変更を協議いただけないのでしょうか。

そして、一番大事なことは、倉ノ下線からは、のり面があまりにも急峻で、山の管理には、直接山に入ることが不可能であるとお聞きしております。そういう道路は機能補償になるのでしょうか。

私が提案したルートは、地権者が所有する山林に入ることも可能であり、機能補償を大きく逸脱するものではないと思います。また、現在の路線計画より延長は短縮され、工事費の大幅削減が見込めることは、事業主体である国にとっても大変有益な計画変更であると考えます。

国内のダム建設工事における付け替え道路等の計画変更事例は数多くあり、付け替え道路を将来にわたり維持管理していかなければならない自治体として、ぜひ計画変更を要望していくべきと考えます。

山林所有者の方々の意見、思いもよく聴いて、また両方のルートを比べてみていただきたいと強く考えます。いかがでしょうか、市長の考えをお伺いいたします。

大項目2、鳥海ダム周辺整備について、(2)法体の滝北側の市有地の活用について。

法体の滝北側に広がる広大な土地は、由利本荘市の市有地です。この土地は、鳥海ダム建設が決定し、百宅集落から住民が移転するまでは、牧草地として使用されていたため、土地の形状は平坦であり、樹木の伐採の必要がなく、鳥海ダム周辺整備において、非常に有用な土地であると考えます。

鳥海国定公園のエリアに含まれるため、開発行為には様々な制約があると思いますが、この土地の活用についてはどのようにお考えでしょうか。現在進められている法体園地再整備計画事業との関連も含め、市長の考えをお伺いいたします。いかがでしょうか。

大項目3、峰越手代奥山林道と鳥海ダム周辺整備のつながりについて。

大項目1、大項目2で触れた整備事業については、総合的に考えることで、より利便性が高くなると考えます。

それぞれの事業のつながりを考えながら、進めるべきだと思います。いかがでしょうか、市長の考えをお伺いいたします。

大項目4、入部400年記念事業につきましては、私が通告を出す時期と当局の説明が重なってしまいました。ですけれども、通告どおり質問いたします。

大項目4、入部400年記念事業について。

本年は、現在の由利本荘市に、六郷、岩城、打越の3氏が入部してから、400年を迎える節目の年であります。3人の領主の方々やその時代に生きた方々の努力や功績により、現在の由利本荘市があるのだと思います。

市では入部400年を記念して様々な行事を予定していると伺いましたが、どのような行事を行うもののでしょうか。

民間の方々も、様々な行事を予定されているようですが、この機会に市民の方々が、地域の歴史に関心を持ち、知識を得ることは大変意義の深いものであると思います。せっかくの記念行事でありますので、多くの市民の方々が参加できますよう、早めの情報提供と効果的な周知をすべきと考えます。

また、地域を担っていく子供たちには、歴史を学ぶ機会を多くつくり、知識を深めてほしいと考えます。成長していく過程において、自分の育った地域がどういう歴史をたどって今日あるのか知識を得ることは大変大事なことであり、思っております。

また、3名の城主の方々は、特色ある産業なども興した歴史事実などもあろうかと思っております。3名の城主の方々がこの地で、具体的に何を行い、どのような統治をしたのかなど可能な限り拾い上げて、子供たちも分かる資料等を作っていただきたいと思います。

そのような様々なことを、ぜひ学校教育の中でも取り上げていただきたいと思います。いかがでしょうか、市長、教育長のお考えをお伺いいたします。

これで、壇上で一般質問を終わります。

【19番（高橋和子議員）質問席へ】

○議長（伊藤順男） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） おはようございます。それでは、高橋和子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、峰越手代奥山林道の改良についてにお答えいたします。

峰越手代奥山林道の改良整備につきましては、急峻な山岳地帯であり、豪雪地帯でもあることから、維持管理に労力を要する場所ではありますが、仮に、林道の改良整備が促進されれば、本市にとって、様々なメリットが考えられ、それを望む声があることも受け止めているところであります。

御質問のありました林道を一般道に格上げする酒田市や県との協議につきましては、まずは、現在、不通となっている林道を開通させ、林道を使って鳥海山を楽しんでいる利用者の声を聴くなど、道路管理を含め、どのような道がよいのかを議論しながら進めてまいります。

次に、2、鳥海ダム周辺整備についての（1）市道付け替え道路についてにお答えいたします。

鳥海ダム建設事業に伴う、市道の付け替えにつきましては、地元の方々の御理解の上に成り立っており、山林所有者の意向が反映されたルートであると理解しております。

御提案のありました市有地を通るルートにつきましては、民有地まで尾根と谷を通る作業道の造成が必要となることを考慮すると、山林所有者にとって機能補償としては納得しづらいものと考えられます。

同様に、峰越手代奥山林道接続を優先したルート変更は、山林所有者に理解していただくことが困難であるほか、鳥海ダム工事事務所とも協議を行ってまいりましたが、現時点では変更できないとの回答を受けております。

次に、（2）法体の滝北側の市有地の活用についてにお答えいたします。

法体園地につきましては、市のアウトドアレジャーの拠点と位置づけ、令和10年の供用開始に向けて工事が進む鳥海ダムと周辺エリア一帯を、魅力ある地域として再整備するため、その基本計画の策定に向け、現在、具体的な内容について検討を行っているところであります。

御質問の市有地につきましては、法体園地のシンボル、法体の滝の近隣にありますが、鳥海国定公園内であり、エリア全体が第一種特別地域として、景観を特別に保護することが必要な地域とされております。

当該地を何らかの形で活用するためには、自然公園法上の様々な制約をクリアできるか、また、できるとして、どの程度の時間を要するかなど、越えなければならない高いハードルも多く、今後、容易には開発に踏み出すことのできないエリアであると考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、3、峰越手代奥山林道と鳥海ダム周辺整備のつながりについてにお答えいたします。

鳥海ダム周辺の整備につきましては、鳥海ダムの建設を契機として、隣接する法体園地の再整備や、法体園地へのアクセスを高める市道百宅線の拡幅と市道鳥海線の改良工事を進めているところであります。

市有地を通る峰越手代奥山林道への接続道路の整備につきましては、市有地の活用計画がなく、現時点で検討するまでに至ってはおりません。

次に、4、入部400年記念事業についてにお答えいたします。

元和9年、1623年、現在の由利本荘市に、六郷、岩城、打越の3氏が入部し、今年で

400年を迎えます。時を紡いで400年、輝く未来へ由利本荘のキャッチフレーズの下、この節目の年を、市全体でお祝いし、未来に向けた新たなスタートの年として、市では令和5年度に様々な入部400年記念事業を実施したいと考えております。

具体的には、10月22日に文化交流館カダレにおいて、歴史研究家河合敦氏による講演会や伝統芸能の発表などを行う記念大会を開催するほか、資料館等での企画展、歴史講座等の開催、本荘さくらまつり、市民ボート大会などの既存事業を冠事業として例年以上に盛り上げるとともに、ゆりほんテレビでの史跡紹介、広報ゆりほんじょうでのコラム掲載などを計画しております。

また、市内各事業所や団体等にも、事業の趣旨について説明を行い、PRや冠事業の実施についても協力をお願いしているところであります。

この節目の年を、郷土の特色ある歴史と文化に対する理解を深め、市民一体となり盛り上げていく絶好の機会として、ふるさと由利本荘に対する愛着と誇りを醸成するとともに、広報紙やホームページ、SNSを活用して情報提供を図り、市を挙げて市内外に本市の魅力を発信してまいります。

学校教育における取組につきましては、教育長からお答えいたします。

以上であります。

○議長（伊藤順男） 秋山教育長。

【秋山正毅教育長 登壇】

○教育長（秋山正毅） 高橋和子議員の教育委員会関係の御質問、4、入部400年記念事業についてにお答えいたします。

由利本荘市の教育の基本方針は、ふるさと愛に満ち創造性にあふれるひとづくりであり、学校教育の重点施策の一つとしてふるさと教育を掲げております。

自分たちが育ってきた地域がどのような歴史をたどり、現在に至っているのかを知ることが、ふるさとへの理解と愛着を深め、豊かな心や郷土に貢献しようとする意識を高める上で、大変重要であると考えております。

現在、市内各小中学校では、各教科、総合的な学習の時間等とふるさと教育を関連づけ、様々な学習活動を実施し、地域の一員としての自覚を深め、地域の自然や文化、産業、先人の偉業などについて学ぶ機会を充実させております。

入部400年の記念事業につきましては、3氏の歴史や功績を簡潔にまとめた資料や、関連する史跡等の写真などをデータとして作成したいと考えております。それを子供たちに配布されているタブレット端末に配信し、総合的な学習の時間や社会の授業等で、発達段階に応じながら活用したいと考えております。

さらに、子供たちが家庭でも資料に目を通し、いつでも歴史に触れることができるよう、タブレット端末での活用を進めてまいります。

そして、家庭で、子供と保護者が入部400年を話題とし、共に地域の歴史について学ぶ、よい機会になればと考えております。

また、令和5年度作成する予定の郷土学習リーフレットの小学校6年生、中学校1年生への配布や、それを活用しての出前授業や関連する史跡等でのフィールドワークを通して、地域の歴史に触れ、理解を深める機会をさらに充実させてまいります。

これらの取組を通し、生まれ育ったふるさとへの愛と誇りを持ち、地域の課題と展望

について、進んで考える子供の育成に努めてまいります。

○議長（伊藤順男） これより再質問に入りますが、当局においては、マスクをつけての答弁の関係から、議員席で聞こえづらい旨の声が出ています。自席での答弁の際は、心持ち大きな声でお願いをしたいと思いますので、よろしくどうぞお願いをいたします。

19番高橋和子さん、再質問ありませんか。

○19番（高橋和子） それでは大項目1、峰越手代奥山林道の改良についてを再質問いたします。

私はこれを重要な道路だということで、何回も質問いたしました。そして、これで何回目になるかを調べてきませんでしたけれども、少しずつ前に進んでいるなという思いであります。そして、何としてもこの道路を進めなければならないという思いで、今日も質問いたしました。

それで再質問いたします。

この道路の復旧につきましては、両方で連絡会議をつくってお話をしながら、1年に1回ずつお話ししながらということでありました。それは当たり前なことだと私は思っております。復旧工事については早期に完工するのが当たり前でありまして、そのようなことを連絡会議でやっておるということは、それはよろしいかと思えます。

それで、その連絡会議なんですけれども、復旧工事のための連絡会議だということを私は理解しております。そういうことではなくて、この連絡会議も様々に進めながらいかなければならないと思っています。酒田市のほうからのお話ですと、それだけでは大体3年ぐらいで終了しますよという情報は入っております。

それで、ただその復旧のための連絡会議ということではなくて、これからこの道路をどのようにすればいいのかということも、併せてお話をしなければならぬのではないのかなと、そのように思っております。

そして、その事務方の連絡会議ですけども、その上に行政の首長さんたちの会になるかと思えますけれども、もう一つ会をつくって、それをどのように進めていくかというようなことも必要でないのかなという思いでありますので、ちょっと今、私、頭混乱していて大変ですけども、そこら辺の答弁をよろしくお願いたします。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたします。

詳細については建設部長より答弁させますが、先ほど壇上で私のほうからも答弁させていただきましたが、この林道の改良整備が、仮にという表現をさせていただきましたが、促進をされていくということになれば、本市にとっても本当に大きな、様々なメリットがあるということについては十分認識をしているところであります。

実現に向けて動きたいという思いは十分ありますし、酒田市長とも、この件に限らず、いろいろな場面でお会いする機会がございますので、それぞれこの件については話題にしながら、今やらさせていただいておるところであります。

詳細については、建設部長より答弁させます。

○議長（伊藤順男） 佐藤建設部長。

○建設部長（佐藤奥之） 高橋和子議員の再質問にお答えいたします。

昨年度、第1回目の酒田市と当市との連絡会議を開催いたしまして、まずは通行止め

になっている林道を通すということで話は終わりました。

しかし、この連絡会議を立ち上げる前に、担当部局で話したものは、酒田市のほうから提案が出されたんですけども、道路を格上げしていくようなことに関しまして、由利本荘市も協力していただけないかという旨のお話がありました。

それを受けまして、当市長も酒田市長と会った際には、今後ともよろしくということで、まずは酒田市と足並みをそろえながら、今後協議してまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（伊藤順男） 19番高橋和子さん。

○19番（高橋和子） そういうことであるとすれば、前に進んでいるのかなという思いであります。そして、今部長がお話ししたような流れになっているとすれば、事務方の連絡会議の上に、しっかりとした協議の場の組織をつくって行動を進めていかなければならないのではないのかなという思いであります。

そうなれば市長たちの政策に入ってきますので、そういうことは部長たちはなかなかできないと思いますので、そこら辺のお考えはどうなんでしょうか。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほども答弁したように、この道路について、開通されれば大変メリットがあるということは十分認識しておりますので、その実現に向けて、今高橋議員がおっしゃるような上の会議、上の組織ということ、それが以前解散された組織のこと等々指すのかちょっとあれですが、いずれそうしたことも含めて協議をしっかりしてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤順男） 19番高橋和子さん。

○19番（高橋和子） ありがとうございます。先ほども申し上げましたけれども、そこまでいきますと、やはり市長の政策に関わってきます。

そういう思いの中で、両方の市長たちがお話し合いをできるということは、大変私は嬉しいというか、前に進んで大変よかったなという思いでありますので、何とかそこには強い決意を持って、この道路をそのままにしておくのではなくて、酒田市、30万の人口がおります。その後ろに新潟県があります。そういうことの連携を取りながら物事のできる道路だと私は思っております。

そしてまた、ダム湖ができれば観光に向けてやりたいと、由利本荘市はあそこら辺を整備しながらやりたいという思いであります。思いでというよりも、私もしなければならぬと思っておりますけれども、そういう観点から、あの道路は大変重要な道路だと私は思っておりますので、何とか決意を持って前に進めるようお願いをいたしたいと思っております。市長のお考え、もう一回お願いいたします。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） その決意をここで述べろというぐらいあれなのかも分かりません。何度もあれですけど、できるように、ただ今までも何度も高橋議員からも御質問いただいたり、ほかの議員の方からも御質問いただいております。なかなか歯切れの悪い答弁になっているところももちろんあります。メリットについては、十分理解をしていますが、越えなければいけないハードルがかなり高くて、そこにはその決意を持ってという

ことであろうと思います。

いずれ期間的にも、この一、二年でできるような話ではなくて、多分向こう5年ぐらいでも無理かもしれない。例えば10年だとか、15年、20年後を見据えたといったような事業になるだろうというふうなこともありますので、そういった決意の部分を含めて、どうしたら実現していけるのかというあたりについても、しっかりと考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（伊藤順男） 暫時休憩いたします。

午前10時06分 休 憩

午前10時07分 再 開

○議長（伊藤順男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

再質問ありませんか。19番高橋和子さん。

○19番（高橋和子） それでは大項目2、鳥海ダム周辺整備について、（1）市道付け替え道路についてを再質問いたします。

この道路につきましては、市長のほうから地元の方々の御理解の上に成り立っているということと、それから山林所有者の意向が反映されたルートであるという答弁をいただきました。

ですけれども、私もこの道路に関しまして様々な疑問点がありましたので、現場の方々にお話を聞くという機会を多く取りました。

そういう中において、私、メモ書きにしてみましたので、山林所有者の方々、地元の方々のお話をちょっとさせていただきたいと思っております。

山林所有者の方々からは、説明会でルートはよほど前に示されました。調査に入るので立入りの許可を求められ了解はしましたが、現実的にどのような断面になるのかなどは示されておらず、最終的な了解の判断はしていないということと、それから大規模な山腹崩壊のあったところで民家が被災し、百宅川がせき止められて、大変な災害を受けたところであると。百宅川から相手の対岸のお宅まで土砂が入ったというようなところであるということでもあります。それから、土地が軟弱なため貯水池中央部の横断橋が取りやめになったところであるということところです。

そして一番大切なのは、この道路から山に直接入れないということだという説明を受けたということです。それで別の安全なルートを考えられないのか、疑問にいつも思っておりますという話でした。これは山林所有者の方々から伺ったことです。そうすれば、今市長のお話にあった、山林所有者の人々の理解というものも本当に取れたのであつたらうかという疑問がありますので、再質問いたしております。

それから、コロナのため長いこと説明会がなかったんだそうです。久しぶりに昨年11月、ダム事務所から説明会があったということです。そのときには、さきに述べたような意見が多く出されたと聞いております。山林所有者の声が反映されたルートと、それで言えるのでしょうか。

あわせて、市道管理者として将来的に管理する上でどう受け止め、国と協議をしてきたのでしょうか。様々な事由で困難性が高ければ、変更も可能な協定を交わしていると考えますが、横断橋も取りやめたことでもありますし、そのような兆候があつたから多分

取りやめたと考えております。

そういう思いで今質問しておりますけれども、ただ一番先にお話のありました山林所有者の意向が反映されたということに対して、それから地元の方々が賛成であったということに対して、私がお話を聞いた方々は一人や二人ではありません。そういう思いの中に今現在いるということに対して、これでいいのだろうかという思いで、今再質問しております。市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたします。

また詳細については、少し部長のほうからも答弁させますが、先ほど山林所有者の意向が反映されたルートであると、そのように理解をしているというふうに答弁させていただきました。

そこにつきましては、今まで鳥海ダムが何年も前からずっと住民説明会をやっている中等々での鳥海ダムの皆さんとのお話等も伺いながら、地域の説明会等もずっと順次進めてきて、理解を得ているということで報告受けた中で、それを受けて市としても、今回のルートについても、それでいいでしょうということで認めるというんでしょうか、してきたという経緯があると受け止めておりますので、山林所有者等々からは理解をされているものと理解をしておるところであります。

また、この件につきましても、今まで何度か質問等もいただいておりますので、鳥海ダム工事事務所の方々とも、私も何度か協議をさせていただきました。

今回、今言った付け替え道路、別のルートということも、私も今頭にありますが、紙の地図で見ると、これ平面でここよりもこっちというのは分かるんですが、立体的な図面で見ると、山林所有者が自分たちの山に入るのに、山を越えていかないと、山の陰に道路ができることになるので、これは大変、そういう意味では不便なところもあるのかなといった印象も正直持ったりしました。

いずれそういったことであつたり、先ほど答弁させていただきましたが、果たしてそれが機能補償ということになるのかどうか等々も、いろいろと協議をしたり話をした中で、これはかなり厳しいというか、大変なのかなというような思いがあります。

この後、部長にも答弁させますが、先ほど言われました山林所有者の方々の声というのは、これ一番大事なところでもありますので、その声については、しっかりと声を聴いてくださいということで、工事事務所のほうにはしっかり伝えてありますので、この後どういった動きになるのか、具体的なところまで私、まだ承知しておりませんが、しっかりそういった説明であつたり、理解を求めるようなことであつたり、もしかしたら考え方を考えるということがあるのかどうか分かりませんが、そういうことがこの後、進んでいくものだろうと承知しています。

詳細については、建設部長より答弁させます。

○議長（伊藤順男） 佐藤建設部長。

○建設部長（佐藤奥之） 高橋議員の再質問にお答えいたします。

まず、鳥海ダム側から示されております付け替え道路の基本的な考え方について御説明させていただきます。

鳥海ダム事業に伴いまして、これまで道路から自分の土地へアクセスできていたもの

が、ダム湖のために不可能になるために、これまでと同様に自分の土地へアクセスできるようにすることが機能補償の基本的な考えとしているということに基づきまして、今の付け替え道路を計画したということでございます。

それから、山林所有者の一部の方の御意見と申しますか、それにつきましてはこれまでの用地取得、まだ用地はこれからですけれども、取得までの経緯につきまして御説明いたします。令和2年12月16日に本荘の市民交流学習センターで1度目の説明会、翌17日に鳥海防雪センター、説明会の欠席者については後日資料を郵送しておると。それから、昨年5月16日にコロナの関係で若干空きましたけれども、土地所有者宛てに用地測量のために用地に入らせてくれという通知を発送いたしまして、用地測量を実施しているということで、それに関しましては、この時点ではごく一部の方が景観を損ねる等々で何か反対意見を述べたようなことでございますけれども、ほぼ全員の方が賛成ということで、鳥海ダムは事業を進めております。

それから、先ほど高橋議員が申しました危険な市道ということでございますけれども、我々、ダム工事事務所と協議を重ねてきた中での報告を何点かさせていただきます。1つ目としまして、縦断線形、要するに真っすぐな道路の勾配です。それに関し、道路勾配につきましてはおおむね6%未満の勾配であり、全体延長の8割が6%未満であるということでございます。それから、一番懸念しております50メートルを超える最大のり面、これは1か所ございます。それにつきましては、道路設計に当たって十分なボーリング調査を行った上でルート設定、並びに道路の設計を行っており、付け替え道路構築上問題はないということでダム工事事務所は見解を示しております。また、景観につきましては、今後掘削箇所について在来植物による緑化を図る予定としており、植物の専門家などから指導、助言をいただきながら進める予定としている。また、景観についても専門家から指導、助言をいただきながら違和感のない景観となるように努めるという回答でございます。また、民有林につきましては、進入路ですけれども、付け替え道路のルートについては、各地権者の土地に直接入れるルートとしていると。また、駐車帯、乗り入れ口につきましては、用地買収の際に各地権者の意向を確認し設置する予定であるということでございます。それから、ダム工事事務所からの情報でございますけれども、2月末時点で地権者の方々の全員じゃないんですけども、ある役員とか代表の方々に御確認したところ、ほぼ全員の方が私は反対はしていないという回答を伺っているようでございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（伊藤順男） 19番高橋和子さん。

○19番（高橋和子） 今、部長のお話をお聞きしました。るる説明していただきました。令和2年の12月、何か図面が出たみたいです。それも見せていただきました。私は素人でありましたので、この図面はどういうところが問題でしょうかということ、本当に専門家、そういう専門の先生に持って行って、これどうなっているんだ、地元の方がこういう話をしているけど、どうなっているんでしょうか、どういう道路になるんでしょうかという話をお聞きしました。そうしたら、その先生、図面を見て、えっと絶句してしまいました。これ、分かるかと、私には分かるかと言われても素人で分からないんです。この図面のように真っ黒になっているというのはすごい道路ができるんだよと。そういうことを地元の方々に全て説明しているのかと。こういう分からないような

図面を素人に見せるときは、絵を描いてやるもんだと。それは、扇千景さんが国交省の大臣になったとき、自分は素人ですので、こういう図面をもって話は分かりますけれども、目でも確認しなければならぬので絵を描いてくださいと、キャリアの方々にいつもそう言ったそうです。そういうことで、やはり地元の方々はただ図面を見ただけでどういう道路になるのかというのは、私は話をしている理解できていない方がたくさんいると思います。ただ図面を見て、ここへアピンカーブみたいなぎゅうっとなっているんですけども、それを見て、そういうところであればいいんじゃないかという思いはあるかもしれませんが、やはり物を考える方々は、いや、これは大変な道路だよと、私はそういうことの情報を得ましたので、そういう道路をあな地域に造って、そして多分、これは大変な災害も出てくると思うよと、俺の経験からすればそういうところだよと言われましたので、私、これで質問しているのです。部長のお話もよく分かります。よく分かりますけれども、地元の方々に説明をするときにはやはり分かるように。ただ図面だけをぼんとおいて、道路の横のほう真っ黒になっているのは、すごい断面が出る、のり面ができるんだということは、私はその先生のところに行って初めて分かったことであります。やはり、そういう説明も地元の方々にもしなければならぬのではないのかなと。それはダム事務所のお仕事かもしれません。私はそう思っています。そういうことから私はその道路でなくて、私が提案したルートというのは、ちょうど法体の滝からずっと上がっていくルートなんですけれども、峰越林道にぼんとぶつかる道路で、もともとそこから山の管理のために地元の人方が入っていった道路なんだそうです。そして、真っすぐ入って行って左のほうに山林がありますけれども、大きな地図を見せていただきましたら、その中に細かく道路がありました。これは何ですかと聞いたら、それは作業道だと。そういうところであるということで、それならばこっちのほうが一番いいのではないのかなと。そういうことで考えてまいりました。そして、そのときに両方の、やはりどちらがどのようにいいのかということは、私、専門的に分かりませんので、この項目に対してはどっちがいいのか、この項目に対してはどっちがどのようにいいのかということも勉強させていただきました。そしたら、やっぱり私が言ったルートのほうが二重丸が多いのです。そして、今このルートでなければならぬという国のほうで言っているルートのほうは、バツェンが多かったのです。そういうことを見ますと、私、素人ながらもやはりこれは後々由利本荘市の道路になります。維持管理、どうすればいいのかという思いもあります。今計画立てている道路でいってしまえば、山に行った人方、そしてまた左のほうのずっと奥のほうに行って山林管理に行った人方は帰ってこられなくなるんです。やはりそういう道路を造っては駄目だと思っています。20年、30年後々のためにやはりきっちりした道路を造るべきだと私は思っています。いつも私がこういうことを言えば、何あれ、峰越林道につなげればいいと思っ言っているんじゃないかというふうに思われますけれども、そういうことではないのです。やはり後々のために、そして子孫たちがどのような管理をしなければならぬのかということも考えながら、どちらのルートがいいのか。それは、何かあった場合は市と国交省とで協議をするという項目があるはずで。そういう協議を一度やってみてください。そうしてから決定してください。何とかそれはお願いしたいと思います。市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの御質問にお答えいたします。

高橋和子議員おっしゃっていることも私なりには十分理解をしているつもりであります。今の協議の場ということでありましたけども、実は先般、ダム工事事務所の方々と私も入って協議をさせていただきました。かなり時間をかけていろいろと協議をした中で、先ほど結論だけ答弁いたしましたけども、基本的には協議の中で、今のいろいろな条件を置く中で、今この段階で変更をするというところには、これは無理だというような最終的な結論をいただいたところであります。ただ、先ほど高橋和子議員おっしゃるとおり、まだそういった地権者の方々の声があるとすれば、そこについてやっぱりしっかりと話を聞くなり、説明をしていただきたいということについては、その場でも私もお話をさせていただきましたし、今日をもって、またもう一度、こういう話があるということについてはしっかりと伝えてまいりたいと思います。引き続き、必要等あれば協議はしっかりやっていくということについては、そのとおりに私も必要だろうと思っておりますのであれですけども、いずれ今の段階では、いろんな話の中でちょっとやっぱりこれはもうかなり厳しいというか、もう無理だというような話を受けているという状況であるということであります。

○議長（伊藤順男） 19番高橋和子さん。

○19番（高橋和子） 市長のお話もよく分かりますけれども、やっぱり後々のためにどのような道路がいいのか、様々な地元の方々の話も聞かなければならないでしょうけれども、やはり一回、こっちのルート、こっちのルートと様々比べてみてください。そういうことも私は必要だと思います。これとこれと比べればどうなんだということを秋田市の専門の先生にお伺いしたら、ばあっと出してきて、これはバツテン、これは丸、これは二重丸、これはバツテンというようなことですすぐ出させていただきました。やはりそういうことも様々に考えながら道路設定をしなければならぬと思っておりますので、両方のルートを比べてみてください、一回、そういうことをしていただきたいと思います。

そしてまた、私、いつも思うんですけれども、市道というのは私道路ではないのであります。公道であります。ここに今、私が思っていることを書いたんですけども、市道は一般交通の用に供する道であり、様々な機能や要件を備えたものでなければならぬのであると私は考えております。そして、多面的な見解や評価が必要だと、道路を造る場合そう思っております。その一番の要素は安全性であると思っております。専門の方々がこれはちょっとおかしいよと、何でこんな道路を造るんだと、素人の私にこんこんと説明してくれました。こういうことになれば、こうなるよと。このヘアピンカーブ、どうなるんだと。ここで何か起きてしまえば、こっちのほうに行った人方はもう帰れないよと。そういう危険な道路を造るべきではないと、私はその先生と何度もお話をして、そうかという思いでおりますので、そこら辺、いやいや違います、こちらのほうが絶対いい道路ですというようなデータを持ってきていただければ私も理解できます。今のところそれがありません。私が勉強しているものに対して、今の倉ノ下線のルートがよいというデータがないのです。ですので、何とか両方を比べて、今ここであっちにしたほうがいい、こっちにしたほうがよいということではなく、こっちと国で言ったからここ

にしないとならないんだとかということではなくて、やはりきっちり調査をしてルートを決めていただきたい、そのように思います。

○議長（伊藤順男） 要望でよろしいですか。19番高橋和子さん。

○19番（高橋和子） 両方のルートを検証してみてください。それは要望ではありません。何とかするべきだと思います。こういう大きな事業、そしてこれは市道ではないのです。付け替え道路です。国のほうからのお金が入ってきて道路が造れるのであります。ですので、最大の、一番いい、後からの人方がよかったなと思うような道路を造っていただきたい。ですので、両方のルートの検証をしていただきたい、そのように思いますのでよろしくお願いいたします。市長の答弁をお願いいたします。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの御質問にお答えいたします。

今回、答弁に当たりまして、今高橋和子議員のおっしゃるとおり、2つのルート、それに限らずいろいろなルートについても協議をいたしました。そのメリットであったり、デメリットであったり等々についてもいろいろと検討をしての話で、高橋和子議員おっしゃるとおり、専門家の方がというお話でありましたが、私どもとしては、今の国土交通省であったり、工事事務所の皆さんも基本的には専門家であるというふうに認識をしておりますので、そういう方々ともいろいろと協議をさせていただいて出したものであります。ちょっとここがかみ合っていないか、一緒なのかちょっと分かりませんが、付け替え道路というような、要するに機能の補償をしないといけないという視点に立ったときに、例えば今回高橋議員がおっしゃるコースだと、国定公園の中を少し通ったりするのがあるのですが、基本的に機能補償の付け替え道路が国定公園の中を通るという考え方はまずないといったことであったり、いろいろなことがあってなかなか、できないことではないのでしょうか、国定公園について言えばかなりハードルが高い話になってくる。本当に機能補償、付け替え道路という視点で見たときに、どうなんだろうというようなあたりもかなり協議をさせていただきました。いずれ、今そういったお話をいただきましたので、この場でもうやらないということではなくて、また改めて工事事務所の皆さん方とはそうした視点も持って、見比べるといったような視点も再度しっかりと持ちながら協議をする場が必要であるということであれば協議をしていきたいと思います。部長のほうから少し詳細答弁させます。

○議長（伊藤順男） 佐藤建設部長。

○建設部長（佐藤奥之） 再質問にお答えいたします。

やはり、高橋議員がおっしゃいましたとおり、市道ということで第一に安全を確保しなければいけないということは重々承知しております。ただ、先ほど市長が申しましたとおり、後戻りにはちょっときつというダム工事事務所の回答もございますので、今出されました例えばカーブが多いとか、勾配がきつとか、切土、盛土面などの今出されたことは再度ダム工事事務所と協議いたしまして、今まで以上により安全な市道の構築をお願いして進めてまいりたいと考えております。よろしくお願い致します。

○議長（伊藤順男） 19番高橋和子さん。

○19番（高橋和子） やはり、倉ノ下線を通すのだという確たる思いの中での答弁でした。今でなければできないのです。国のほうではもう決まったからやらなければならない

いという思いでおいでかと思えますけれども、やはりある程度専門の方々、国のほうの専門の方々もクエスチョンマークが出ております。そういうことから、もう一度市長からお話しをして、どっちのルートがいいのか、後世に残す道路です、どっちのほうがいいのかということを再度確認をしていただきたいと、そのように思っております。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） 再度の御質問であります。

協議をしたいと思いますが、ちょっとやっぱりかみ合っていないところがあるとか、先ほどから話があります機能補償、要するに道路を1本新たに造りますよということではなくて、ダムができて湖面に道路が沈んでしまうので、そのための機能の補償の道路を造るということであって、どこでもいいからどこかに1本造るということではないわけで、今回の御提案いただいているルートというのは、機能補償という考え方の中からは外れてしまうと。なので、どっちがいいかと比べるその以前に、この道路は機能補償ではないというような視点がありました。

なので、もしこっちの道路がいいとか、必要だということであれば、もともとの当初あった道路自体はもう造らないし、機能補償の道路として必要ないのであれば造らない、こちらのほうの道路は、これは別に市のほうで予算を取って造るのであれば造ればいいでしょうとといったような議論まで出てきたりですね。そんな角立つような話ではないんですけれども、いろんなことを話の中でですね。

基本的に機能補償という前提で考えていくと、今のこのルートになるということで、それ以外にどこかに1本道路を造りますよということと話が違うということで、少しかみ合っていないところも多々ありました。

いずれ、今回こういった話もありまして、もう一度事務所のほうとは協議はしますが、高橋和子議員の意向に沿った向きでも、もちろん私もしっかり話をしますけれども、かなりなかなかこう並行線になるという要素が結構あるかなというような印象はちょっと今、持っていますけれども、しっかりとそこは話を伝えてまいりたいと思います。

○議長（伊藤順男） 19番高橋和子さん。

○19番（高橋和子） 市長のお話もよく分かります。機能補償が一番になっています。ですけれども、機能補償をする場合、じゃあ、どのようなのが一番ベターなのかということだと思います。

私が言っているルートは、もともとそこの山林に入る方々が通っていた道路です。そして、そこから放射線状に道路が出ています。それで管理をしていたというところがあります。そこら辺ももう一度確認をしながら、話し合いをする場合、それも頭に入れながら話し合いをしていただきたい。

その地図は私だけが見たのではありません。私は地図を見てもちょっとよく分からない。これが道路で、これがこのようになっていて、ここに入ってきて、ここの管理をしたんだと。そして、そこからこのように道路があって山に入っていたんだというような道路でありました。

だから、そこら辺も機能補償にはならないと言うかもしれませんが、もともとそのような道路でありましたので、そちらのほうを通れば、安全で、そして山にも入り

やすいということでした。

何回も言うようですけれども、倉ノ下線のところからは真っすぐに入れないということでもありますので、そうなりますと、機能補償というの、ずっとぐるっと回って、私が言ったようなところまで回ってこなければならぬということだと、私はその場で感じました。ですので、そこら辺もよろしく願っていたしたいと思います。これは市長へお願いであります。

○議長（伊藤順男） ほかに再質問ありませんか。19番高橋和子さん。

○19番（高橋和子） それでは、大項目2、（2）法体の滝北側の市有地の活用についてを再質問いたします。

答弁に対しまして、大体分かるような気はいたしますけれども、でも、私は鳥海に住んでいまして、この土地は、本当にこれから様々な活用ができる土地であるという思いでずっとおりました。そういうことからして、国定公園第一種特別地域という話でしたけれども、これを第三種まで下げて利用はできないでしょうか。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） 観光文化スポーツ部長より答弁させます。

○議長（伊藤順男） 高橋観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（高橋重保） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

法律の解釈、それを変更できるかどうかについてであります。現時点で、市ではそれをどうのこうのという立場にはないと理解をしております。できるかどうかというようなことも、私としては把握しておりません。ですので、もし必要であれば、国・県なりと協議をしながら対応してまいりたいと思っておりますが、かなりの高いハードルがあるというふうなことで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（伊藤順男） 19番高橋和子さん。

○19番（高橋和子） そのような答弁は来るんだなという思いでございましたけれども、やはり様々な方法が、私が勉強した限りあります。第三種にいたしますと、県のほうとの交渉でできるはずだと私は思っておりますけれども、それは県から国に行かなきゃならないことかもしれませんけれども、そういうことも考え合わせながら、この道路を。

何で私がこう言うかというのは、そこからは鳥海山は見えるし、冬なんかになりますと、大変きれいな星空も見えますし、やはりああいうところで都会の方々に様々なことを経験していただきたいなという思いでおりますので、何とすればできるのかということを考えながら、どのようにすれば利用できるのかということをしていただきたいと。やっぱり将来の姿を思い浮かべながら、そういうことだと思いますので、何とかそこら辺を努力していただきたいとそのように思っております。これをあれにしろ、これにしろということではなくて、やはり専門の方々からの御助言もいただきながらやっていただきたいとそのように思います。

それは何回も言うようですけれども、私、鳥海に嫁いできて50年近くなりますけれども、あそこの土地は、私からすれば大変すばらしい土地で、水源もあります。やはりそういうところで様々な経験をしていただきたい、子供たちにも経験していただきたいという思いでおりますので、何とかそこを利用できるように努力していただきたいとその

ように思います。

○議長（伊藤順男） 高橋観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（高橋重保） 今回の答弁に当たりまして、この土地の活用についてということも部内では議論をさせていただきました。まずはその建物を造るとか、何かを造るということの前に、その土地をいかにして市民の方が使うかということを考えてときに、例えばジオパークであったり、自然学習であったり、そういったことでも十分、今も活用させていただいておりますし、これからもそういうことは可能ではないかという議論をしております。

ですので、あの自然を生かした形で、鳥海山が見えるということで我々も現場に行ってみりましたし、あの自然環境を生かしつつ、どういったことができるか、まずはそこから考えて、建物とかそういったものありきということではなく、あの土地をどうやったら市民の皆さんが十分使えるか、そういったことも含めて議論はさせていただいておりますので、まずはそこから始めてみたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤順男） 19番高橋和子さん。

○19番（高橋和子） よろしく願いいたしたいと思います。

それでは大項目3、峰越手代奥山林道と鳥海ダム周辺整備のつながりについてを質問いたします。

この市有地を通る峰越手代奥山林道との接続は、市有地の利活用計画もなく、現時点では検討まで至っていないとの答弁でありましたけれども、市道の付け替え、やはりそういうことを利用しながら、物事というのは大きく見ながら、その道路を利用しながら、ここも利用する、あっちも利用するというようなことを考えてやらなければならないと私は思っております。

市の発展、地域の活性化を考えながら、総合計画、個別計画を練っていくことは、論をまたないところでありますけれども、市長も十分考慮しながら市政の推進を努めているということを受け止めております。大変日頃から活動をしているということに対しまして、大きく評価しております。

そのような観点から、局部のみの視点だけでなく、鳥海ダムだけ、法体園地だけということではなくて、将来の観光アクセス道路となり得る峰越手代奥山林道を含め、総体的な鳥海ダム周辺整備の在り方を検討すべきと思いますが、当然市役所のほうでも、担当が横断的に意見交換するセクションを進めているとは思いますが、私はこのことについては、やはり最終的には企画振興部だと思っております。そこに集約して企画振興部で様々な、このダムをどのようにするか、この道路をどのようにするかというトータル的なことをやるようにしなければ、このままでいけば大変でないのかなという思いでおります。

ですので、そこら辺の市長のお考えは、どのように思っておりますでしょうか。やっぱり個別にこれとこれとこれということではなくて、トータルで考える、平面的にみっちり考えるということだと私は思っておりますので、そこら辺のお考えをお願いいたします。

そして、先ほど言いましたように、やはりこれは企画振興部だと思っております。企画振興

部に全部集まってきて、それをそこで全部やるということで。ただ、あそこの担当はダム、どこそこの部は誰がダム担当、こっちのほうの部の誰がダム担当、今まではそうしてやってきましたけれども、私の思いですよ。それは私は職員になったことがないから分からないんですけれども、私の考えはそのようにすればスムーズに物事がいくんでないのかなという思いでおります。

まずそれはそれとして、様々な問題が出てきておりますし、これから将来的にどのようにすればいいのかという思いで、皆さん市民の方々も様々なお考えも持っております。そういうことからして、これからは、市長、全面的に総合的に物事を考えながら進めていっていただきたいとそのように思っております。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたします。

多分考え方というか、思いは、高橋議員と一緒にだろーと思います。特におっしゃるとおり観光については、どこかの一つのスポットだけではなくて、広域的に考えないといけないという視点は、私もしっかりと持っておりますし、ともすると由利本荘市だけではなくて、近隣の市町村等々も加えたり、もっと広域的なことになると県も含めているところ、例えばコース設定であったり、そうしたスポットの整備等々であったりということを考えないといけないだろうということは常々思っておりますし、他市町村長さんたちとも、いろいろなお会いする場面の中では、そうしたことも含めていろいろと話題にさせていただいておりますし、広域的に連携を取ってやりましょうということは働きかけをさせていただいております。

おっしゃるとおり、そうした観光について、観光文化スポーツ部だけではなくて、もちろん今回の話にあります建設的な要素もあるでしょうし、企画振興部ということもあるでしょうし、教育委員会、教育的な要素もあるでしょうし、そうしたこともしっかりと総合的に考えて、観光は、市としても大事な産業の一つだろうと私も捉えておりますので、しっかりと対応してまいりたいと思っております。

○議長（伊藤順男） 19番高橋和子さん。

○19番（高橋和子） 私、口うるさくちょっとあれですけども、やはりトータル的に観光とかなんとかということで、全部ひっくるめて、全庁で物事をやっていくとなれば、企画振興部ではないのかなという思いで、今、お話ししたところであります。何とかそこら辺も前に進めるようにできるように、よろしく願いをいたしたいと思いません。

それでは大項目4、入部400年記念事業についてを再質問いたします。

市長からも、教育長からも大変丁寧に説明をしていただきました。皆さん、私が今日これをくっつけてきましたけれども、これは建設部から頂いて、ヘルメットにくっつけてくれということでしたけれども、今日の朝頂いたので、いや、もしかすればテレビを見ている人が見ているのでないかなと思ったりして、今日は、私の会派の方々何人かこれをつけてきております。やはりそういう思いで、今、議員の方々も意気込んでおりますので、よろしく願いをいたしたいと思いません。

そして、市のほうでも色々やっていただいてありがたいと思っておりますし、教育委員会のほうでも色々、子供たちにもしていただいてありがたいと思っております。

私の持論ですけれども、歴史というのは学問の一つであります。人間にとって大変大事な学問であると思っております。なぜなら過去があって現在があります。過去の出来事は未来につなげる教訓だと認識しているからであります。教育の中で節目を、自己のアイデンティティーを確立する大事なチャンスと捉えていただきたいと考えています。アイデンティティーというのは自己存在確認であります。そういうことからして、やはり大変いい機会だと私は思っています。

平たく言えば、アイデンティティー、自己存在確認というのは、気持ちの中でこれを持っていきますと、放射線状にその様々な思いが出てまいります。その一つは自己存在確認ですので、自分の命を大切にすることです。そうなりますと、一つこう広がっていけば他人の命も大切にすることです。

そしてまた、一つ大きくすれば自然界にも及びます。だんだんこう順番立てていきますと、やはり世界平和にもつながります。そういうことだと私は思っております。そういう大事な節目の年に、そういうことを自分たちが何となく分かるようなそういう教育をしていただきたいと思っております。

そして、教育とは何ぞやと思っているときには、自己存在確認をするということ、それが一番だと私は思っておりますので、そういう思いからして、何とか教育の中に、先生方にもその自己存在確認ということの、心の中に入れるような教育をしていただきたい。そこから自分の命、他人の命、様々にこう広がっていくと私はそのように思っております。ですので、大変御難儀をおかけしますけれども、そういう思いで、これから400年祭に向かって教育をしていただきたいとそのように思っております。これはお願いであります。

教育長、何かありますか。もしあるとすれば、お願いします。

○議長（伊藤順男） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） それでは、高橋和子議員の再質問にお答えさせていただきます。

私も由利本荘市に生まれてずっと育ってきて、だからといって歴史、自分の住んでいたまちの歴史とかというのを詳しく学んでいるものではなくて、今回、この400年という節目を迎えて私自身もいろいろ学ばせてもらいました。やっぱりいろんなことがあって、ああ面白いなと思うし、それこそ高橋議員がおっしゃるとおり、自分のアイデンティティーのようなもの、つながるものをすごく感じることができました。

私が答弁の中で答えましたとおり、子供たちだけでなく、家族でも親子でもそういう話をしてほしいし、地域でもそういう話題になってほしい。そういう広がりの中でいろんなことを考えてもらえる。そういう取組を今年の1年の中でやっていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤順男） 19番高橋和子さん。

○19番（高橋和子） ありがとうございます。大変御難儀をおかけしますけれども、何とか子供たちのためによりしくお願いいたします。

これで、私の一般質問、再質問を終わります。

○議長（伊藤順男） 以上で、19番高橋和子さんの一般質問を終了いたします。

この際、11時10分まで休憩いたします。

午前10時57分 休 憩

.....
午前11時10分 再 開

○議長（伊藤順男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

1番阿部十全さんの発言を許します。1番阿部十全さん。

【1番（阿部十全議員）登壇】

○1番（阿部十全） 無所属の議員番号1番、阿部十全ということになりました。無所属で1番というのが古巣に帰った感じではありますが、また気持ちを新たに一般質問をさせていただきます。

大項目2つ、小中学校の在り方についてと風力発電について、この2つについて質問させていただきます。

すみません、ちょっと水を飲ませてください。

ここ数日、大変いいお天気で、物すごく雪が解けていくのが日に日に見えて、何かうれしい感じです。田んぼのあぜ道のところにちょっと葉っぱがびゅっと見えてきたりして、この時期、各学校で卒業式が行われ、3年間、マスクをかけながらの学校生活だったとは思いますが、その子供たちがこれから進学をしたり社会に出たりという、そういうまさにお祝いしているかのようなお天気、そしてコロナも少し落ち着いてきたところに、新しい子供たちを迎えられる喜びというか、入学する子供たちもマスクなしで登校してくれればいいな、大きなショッピングセンターに行きましたら、おじいちゃん、おばあちゃんがランドセルを見て、机が並んでいるところを見ておりました。多分、せがまれているのだろうと、大変カラフルなランドセルがたくさん並んでいて、早くその時期が来ればいいな、無事に学んでくださればいいなという思いでございました。

これから一般質問をさせていただきますが、そういった大変な時期を乗り越えてやってまいりましたが、もう一つは、残念ながらいろいろな物価高、燃料、食料、そういったものに対処をしていかなければならないときになりました。コロナでは、国がワクチンを無料で配布してくださいましたが、この物価高に関しても、ぜひ教育現場、最低でもそういったところが困窮しないようなそういう手当てを、学校へのワクチンみたいな形で支援をしていただきたいという思いで質問に入らせていただきます。

大項目1、小中学校の在り方について。中項目（1）電気料金の高騰に対する取組について伺います。

電気料金の高騰に対する取組について質問させていただきますが、学校施設に限ったことではなく、公共施設全般に言えることで、子供たちの教育の場でありますから、よりよい教育環境を提供するのが社会の責任であることも踏まえ、質問するものであります。教育長にはそこのところを分かっていたいただきながら、特に学校を責めているという思いで質問をするものではありません。

平成30年の夏は全国的に猛暑に見舞われました。小中学校の空調設備の設置について全国でもニュースになり、全体的には設置の方向に動きましたが、予算がなく設置が遅れがちでした。コロナ等の影響があつて、感染症対策として学校に設置されるようになり、本市においても設置され、児童生徒等の熱中症対策や学習環境が確保されました。

しかし一方で、世界の不安定な状況はエネルギー価格を押し上げています。設備に係

る電気料金が値上がりし続けています。冷暖房の空調設備は学校により異なるでしょうが、使用頻度が多くなると思われる夏を迎えますので、取組を伺うものです。

電気料金値上がり分として、全小中学校ではどれくらいの来年度予算を見込んでいるのでしょうか。

学校施設に活用できる補助金などを利用しつつ、熱効率のいい窓とか、遮光カーテンなど、よりよい教育環境を維持しつつも、さらに自らできる節約等、電気料金の高騰に対する取組について伺います。

大項目1、中項目(2)教室等校舎の構造が教育に及ぼす影響、教室内や学習時に環境の変化が教育に及ぼす影響について伺います。

新たな児童生徒を迎える時期になりました。子供たちの発達成長にいい影響を与え、明るく元気に学べるよりよい環境づくりが不可欠です。また、災害時の学校の持つ社会的機能、安全性も欠かせません。

本市では、令和6年には新山小学校の管理・特別教室棟や矢島小学校が新しくなります。令和8年には一番堰に新小学校が出来上がりますが、先駆けて多機能に対応できるように設計された新山小学校改築工事に当たり、児童、職員、関係者に事故がなく、周辺住民の理解もいただき、おおむね計画どおりに進んでいるようです。

聞くとところによると、新山小の子供がいる親は、校舎が新しくなって、子供が学校に行くのが楽しいと言っていると聞いております。そこで伺うものです。

新山小学校、矢島小学校、一番堰で工事が進む新小学校等、教育環境の変化をよりよいものに生かすために、新山小学校の児童、職員に対して、教室等、校舎の構造が教育に及ぼす影響、教室内や学習時に環境の変化が教育に及ぼす影響について、児童や職員のほか、PTAなどを通して保護者の声的なものを新しい学校づくりに生かしていただきたく、今後の学校の取組について伺います。

大項目1、中項目(3)コミュニティ・スクールのさらなる推進について伺います。

私たちの頃は、学校を中心として地域が結ばれておりました。

随分前のこととなります。ここ、今立っているところは、昔は鶴舞東小学校でありました。ここ20年に及び人口減少、少子高齢化が著しく、児童数の減少で主に小学校の統廃合が進んでいます。今後20年間も人口増加は見込めません。由利本荘市各地域の小学校がなくなった地域の寂しさみたいなものを感じております。

今後、旧市内においては、一番堰周辺地域が整備されることにより、小中学校を中心に新しい教育環境の場となります。広域から集まる児童生徒の多様化に対応する教育が求められますが、教員だけでは負担が大きく、周辺住民や保護者との協力が不可欠であると文科省でも学校の今後の在り方に記されております。

統廃合で学校がなくなった地域における地域住民と保護者と学校の関係構築の在り方について伺うものです。

学校から離れた地域ほど学校との関わりが薄くなっていると感じております。本市はコミュニティ・スクールの推進に積極的に取り組んでおられます。そのノウハウを生かし、より発展的なコミュニティ・スクール構想などで、地域とのつながりを深めるのも学校の役割ではないかと考えます。地域との関係を深めていくための取組について教育長に伺うものです。

大項目 2、風力発電について伺います。

中項目（1）風力発電事業を推進する市の政策判断とほかの自治体との比較検討について伺うものです。

これからお話しする内容は、全国の各自治体、それから風車に反対するというか、勉強している市民の団体、それから、地元の新聞等からの資料を集めたものをこれから読ませていただきます。

ほかの自治体と比較検討する材料として数点取り上げますが、風力発電事業を推進する自治体の内容は、本市の市長が副会長を務める全国洋上風力発電市町村連絡協議会等で十分に承知と思いますので、この1年以内に中止や撤退などがあった自治体の状況を示します。

本年、2023年1月14日、滋賀県高島市や福井県美浜町などにまたがる三十三間山に大規模な風力発電所を建設する計画について、滋賀県の三日月知事は、重大な環境への影響が回避できない場合、事業取りやめも含めた計画の抜本的な見直しを行うとする知事意見をまとめています。これを受けて、同県の高島市の福井市長は知事に対して、高島市も事業に賛成できないとの意見書を提出しています。

この提出された知事意見の内容ですが、予定地周辺に生息するイヌワシやクマタカについての情報が含まれていないなど、希少動物について調査内容が十分ではない可能性があるとして指摘しています。ほかにも、鳥による風車への衝突やブナ林などの多様な植生の喪失、登山活動の場や景観資源の損失などが懸念されるとして、事業者に対し最新情報の把握や科学的に実効性のある対策の検討などを求めています。

眺望景観に対する風車の影響については、垂直視野角による視認の程度だけではなく、視認できる風車の部位やその基数に応じた面的な広がりや踏まえたフォトモンタージュで適切な予測及び評価することや、風車はブレードが回転することにより動的誘目性を有することから、風車の特性をよりの確に捉えるため、必要に応じてアニメーション動画を作成すること等を検討するように求めています。

こうした動きに対し経済産業省大臣意見として、本事業の事業実施想定区域、三十三間山の周辺においては、他の事業者による風力発電の環境影響評価手続中であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念されるとしております。

このため、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ風力発電設備等の配置等を検討することと意見を述べております。

同じく今年1月14日、事業の途中でも住民の声に中止、撤去を決断した事業の事例として挙げます。

これは、三重県津市の青山高原で建設途中の風力発電事業を取りやめました。規模として121メートルの風車4基。2022年3月に営業運転開始を目指して、2020年7月に住宅メーカーが着工したものです。

出力7.5メガワット未満なので、環境アセスメントは必要ないのですが、近隣住民が事前に説明がなかったとして、1,600筆の反対署名を市と県に提出、健康被害の可能性を訴える住民もいたことから、2021年11月に2基目の支柱建設の段階で工事を中断して

いました。昨年11月、事業者は自主的に行った環境アセスメントの調査結果を踏まえ、騒音が想定を超える可能性が高く、環境への影響、事業性などを総合的に勘案したと計画を取りやめにしたものです。

既に建設中の2基の風車は今後、住民説明会を開いた上で撤去する方針を、住民に今年の1月9日に文書で回答しています。ここの津市の高山高原は、周辺も含め大型風車およそ90基が稼働しているところです。

津市長意見として、風力発電事業には関係法令の遵守を強く事業者に求めていくことはもとより、市も地元住民の意見を真摯に受け止め、十分説明責任を果たし、新たな制度等の状況も注視し、再エネ事業を進めたいとしております。

続いて、宮城県加美町では、日本一の大規模風車建設計画に対して、市民団体から白紙撤回を求める署名2万4,464筆が集まりました。県に提出され、この時点で加美町の総人口は昨年10月で2万1,858名です。町外にお住まいの方や賛同する人も署名に含まれ人口より多い署名が集まっております。

この計画は、宮城県北部の奥羽山脈一帯での建設計画で、合計で174基建設予定です。隣接する色麻町と加美町にまたがるもので、色麻町に係る土地には15基から20基建設予定の計画でした。

この計画に対して、町民団体から土砂流出、秋田県由利本荘市の健康被害、ほか各地で健康被害が問題になっていることを指摘、色麻町議会が市民団体からの白紙撤回を求める請願を一部採択、議会の議決を受けて、早坂町長は環境に懸念があるとして、事業者に対し町有地を貸さない方針を示したものであります。これは2月7日の議会でのことでした。

続いて、宮城県大崎市と栗原市にまたがる六角牧場への17基の大型風車建設に対し、市民団体が放射能除染をしていない区域である等で、計画中止を求める要望書を提出。大崎市の伊藤市長は12月に建設反対を表明、知事に建設反対の要望書を提出。同6日、栗原市佐藤市長も建設に反対の意向を表明。規模を縮小しても反対の立場だと両市長がコメントしています。

この周辺では、7か所に及ぶ大型風車建設の計画があり、このように各地で住民による反対運動が起きている状況です。

青森県八甲田山周辺の風力発電施設建設計画は、青森市、十和田市、平内町、野辺地町、七戸町、東北町の2市4町に120基から150基、総出力60万キロワットの風車を建てる計画があり、陸上では、こちらも日本最規模といううたい文句です。

この計画に対して、12月26日、市民団体から出されたみちのく風力発電事業の中止を求める請願が青森市議会で全会一致の上、採択されました。また、平内町の船橋町長は、そのさきの10月に開催された市民団体の主催によるシンポジウムの席で、建設の影響への配慮や知見不足などで反対の意見を表明しております。

このように、東北各地、風力発電事業の中止が相次いで、8月4日には福島県の昭和村、それで、8月10日には宮城県石巻市などにあった計画がそれぞれ白紙に戻っております。

その中で、関西電力が撤回したのは、宮城県と山形県両県にまたがる蔵王連峰の計画でありました。最大出力9万6,600キロワット、高さ最大180メートルの風車を最大23基

設置する予定でしたが、関西電力が環境アセスの第1段階に当たる計画段階環境配慮書を公表すると、宮城・山形両県の関係自治体などが一斉に反発。佐藤山形市長は、蔵王山は古来より信仰の対象としてきた聖なる山と慎重論、他地区からも景観を阻害するといった反対意見が噴出しました。

宮城県村井知事も7月4日の会見で、関西の会社が東北で事業を進めていくことに違和感がある。私も反対であることをはっきりと言いたい。関西電力がさらに進めるということであれば、国に対してもしつかりとものを申ししていきたいと発言しています。

また、要旨のほうには書かれておりませんが、2月16日、愛知県設楽町であります。ここに風車の計画が出来上がりました。1.3キロメートルの近くに住宅があり、自然破壊や低周波音の健康被害のおそれがあるという住民の署名が集まりました。これに対し土屋町長は、再生可能エネルギーに反対するものではないが、一番大事なのは住民の思いなので、それを無視して進めることは絶対ないとコメントしております。

また、遊佐町でも洋上風力が進んでおりますが、3月11日には、遊佐町の地域生活課が遊佐町沖における洋上風力発電に関する住民説明会を生涯学習センターで開催することになりまして、240名、これは町民だけではなく、県外からでも他市町村からでもどうぞ参加してくださいと呼びかけているものです。

長くなって申し訳ありませんが、今年に入ってからでもこのような、この1年のもので、まだまだあるのでありますが、もう少し紹介させていただきます。

昨年7月29日、宮城県川崎町で蔵王連峰に係る風力発電について関西電力は、地元の理解を得られていない、今回の計画は取り下げる。説明会などで不十分な点があったことを改めてお詫びしたいと述べています。

この地域で23基建設予定でしたが、地元住民の反対に対し、事業者側は住民の理解が得られる見込みがないとして撤回、川崎町小山町長は、風力発電の重要性は理解しているが、町民との一連のやり取りでは信頼関係を築けなかった。意見交換などで真摯な対応が必要だったと思うとして、今後、町内で再生可能エネルギーを使った発電を計画する事業者に対して、受入れのルールを条例などとして整備する考えを示しています。

小山町長は、正直ほっとしている。予定地の調査が不十分で計画が練られていないと感じていたので、判断は妥当だと思う。住民が不安を訴え、多くの人に呼びかけてくれたことに感謝しているとコメントしております。

今年、2023年2月1日、山形県加茂風力発電事業に、皆川鶴岡市長が中止を求めたものでございます。概要としては、国や県、自然環境に詳しい方などから聞き取った結果、建設予定地はラムサール条約登録湿地の近傍であり、クマタカなどの猛禽類の生息・営巣、渡り鳥の生息への影響、また自然環境、景観への影響が懸念されると調査した報告をいただいた、その報告を踏まえ、本市の豊かな自然環境や歴史、文化的資源から構成された良好な景観を形成する区域と判断し、予防的措置も含め、今回の事業に関しては中止を求めると記者会見で表明しています。

以上で、他の自治体の事例でございましたが、この1年以内の中止や撤退などの判断をした自治体の状況でございました。

風力発電に対する多くの住民の不安や懸念の声があり、住民合意ができていないこと、環境アセスに不備があること、ルールを満たしていても景観や環境への影響を懸念

していることなどが、中止や見直しにつながっているようです。予防原則として、本市でも洋上風車建設反対署名が1万筆を超えております。日本海の景観に懸念のある人々、生態系の調査不備を訴える団体、健康被害を訴える団体などが集めたものです。風力発電事業には、議員からも様々な質問もありました。

本市では既に陸上に100基を超す風車が稼働しています。市長は、賛成している人や事業に関わる人もいる、その人たちのことも考えなくてはならないとしていますが、建設に不安を抱いている人もいるのです。ここに挙げた事例も参考に、今以上の風車建設の是非を多方面から検証する姿勢が必要と思います。

本市の状況をこのような事例と比較検討し、市民の暮らしが一番という市民目線に立ち政策判断してこそ、真に市の利益になるものと考えます。市長の答弁を求めます。

大項目2、風力発電について、中項目(2)3年間に及び風況と健康状況を記した日誌について伺います。

風力だめーじサポートの会の道川さんが、3年間に及び記していました風況と健康状況の日誌の一部、昨年7月からの日誌は御覧になっていると思いますが、検証しましたのかどうか、市としてどのように受け止められたのかお知らせいただきたいと思いません。

同じく大項目2、中項目(3)風力発電に関係する質問に対する市長答弁について伺います。

12月定例会一般質問で、健康被害を訴える人4名の実体験と心境を述べ、それを基に質問をさせていただきました。再質問に対する市長の答弁の中には、それでどうなのか、どうか、ということをやらない限り、何回話しても、この方々、私、大変気の毒だと思いますと答弁しています。何回話してもと御指摘受けましたが、一般質問の内容に関しては繰り返しがないようにしており、同じ質問はしていないつもりであります。

また、再質問の最後に、市長の見解をいただいた中にルールの下で行われているということが一つ大原則があるので、別のことをやっぱりしていけないと、この方々、大変気の毒だなという思いでいたるところでありますと、冒頭と結び2回ありました。

そこで、2点伺います。

大変気の毒だなと思うとお話しになっています。すなわち、気の毒な住民がいることは承知しているわけです。この人々は困っています。気の毒だと思いでしたらば助けたい。どこに相談すればいいのでしょうか、お尋ねいたします。

もう1点、これまで市は、風車の騒音による健康被害に対し経済的支援は考えていない、聴覚障害者への予防措置は行わない、市としては健康への影響調査は行わない、事業者に伝える、条例は定めないと答えております。

市長の答弁の中に、それでどうなのか、どうか、ということをやらない限り、何回話しても、私、大変気の毒だと思いますと答弁いただきました。これの意味を解すと、気の毒だとは思いますが、今のまま質問を続けても、何回話しても市の方針は変わらないですと受け止められます。市の言うルールとは何なのかお答えいただきたいし、どうすればかたくなに拒んでいる市が動いてくれるのか、そこも伺いたい。困っている市民に対して、ルールに沿った別の健康被害の証拠を示してくださいという意味にも取れる答弁ですが、どのような真意であったか市長に伺うものです。

以上、大項目2点について質問をさせていただきました。御答弁、よろしくお願いいたします。

【1番（阿部十全議員）質問席へ】

○議長（伊藤順男） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） それでは、阿部十全議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、小中学校の在り方については教育長からお答えいたします。

次に、2、風力発電についての（1）風力発電事業を推進する市の政策判断とほかの自治体との比較検討についてにお答えいたします。

風力発電を含む再生可能エネルギーにつきましては、市総合計画「新創造ビジョン」において、積極的な利活用を図ることにより、地球温暖化防止、低炭素社会の構築などにつながることから、その導入を推進することとしております。

一方、固定価格買取制度の導入などにより、太陽光や風力を中心に、急速に山間部などでの開発が進められたこともあって、自然環境への影響などについて懸念する声も出ているほか、環境アセスの調査が不十分、あるいは地域住民への説明不足などを要因として、一部の自治体では、個別の再エネ事業に対して反対意見を表明するケースがあることも事実であります。

市では、これまでも再エネ事業者に対して、地域住民への正確で丁寧な説明のほか、不安や疑問の声が寄せられた場合などは、速やかな対応をお願いしてきたところであり、さらに令和3年4月には再エネガイドラインを改定し、住宅等との離隔距離や施設が集中する地域からの自主的な回避などを新たに定めております。

また、規模が大きく、環境影響評価法の対象となる風力発電事業にあつては、騒音、水質、シャドーフリッカー、動植物、景観などの評価項目について、市関係部局の意見を集約し、適切な事業内容となるよう県へ意見書を提出してきております。

市といたしましては、今後も、再エネ事業者に対して関連法令等の遵守はもとより、適切な調査を踏まえた地域住民への丁寧な説明など、地域との共存共栄が図られる事業となるよう強く働きかけてまいります。

次に（2）3年間に及び風況と健康状況を記した日誌についてにお答えいたします。

御質問にあります相談者に対しましては、令和2年6月から複数回にわたり自宅を訪問し、直接お話をお伺いしており、昨年8月以降は、電話などを含め、音の感じ方や体調に関する日誌を頂くなど、定期的にその状況を確認させていただいているところであります。

また、風力発電事業者から施設の稼働状況の情報を御提供いただき、相談者の日誌に記された症状と稼働データについて相談者と共に確認したところ、施設が稼働していない時間にも寝つけないなどの症状があり、明らかな因果関係は確認されていない状況であります。

しかしながら、今後も、これまで同様に相談者から丁寧にお話を伺い、不安の解消に向けて努めてまいります。

次に、（3）風力発電に関係する質問に対する市長答弁についてにお答えいたします。

市では、騒音などの相談が寄せられた場合には、丁寧にお話を伺い、現地の状況等を確認しながら、必要に応じて事業者や関係機関も交えて協議を重ねるなど、相談者に寄り添って対応してまいりました。

風力発電施設から発生する音と人の健康への影響につきましては、これまでもお答えしてきましたとおり、環境影響評価法や騒音規制法など、関係法令を遵守した上で設置された施設であるとともに、平成29年5月の環境省指針において、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられ、また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できていないとされていることから、改めて市が調査などを直接行うことは考えておりません。

市といたしましては、今後も相談者に丁寧に寄り添ってまいります。原因が特定されない中において、相談での解決には限界もあることから、解決に向けたほかの方法として、公害紛争処理制度による国の公害等調整委員会や県の公害審査会への申立てなどの救済措置を必要に合わせてお伝えしてまいります。

以上であります。

○議長（伊藤順男） 秋山教育長。

【秋山正毅教育長 登壇】

○教育長（秋山正毅） 阿部十全議員の教育委員会関係の御質問にお答えいたします。

初めに、1、小中学校の在り方についての（1）電気料金の高騰に対する取組についてにお答えいたします。

市では、全国的な猛暑の経験を踏まえ、令和元年度から2年度にかけて、全ての小中学校の普通教室及び特別支援教室にエアコンを設置し、学習環境の改善を図ってまいりました。また、今年度は、コロナ禍における熱中症対策として、使用頻度の高い理科室にエアコンを設置しているところであります。

教育委員会では、エアコンの本格的な運用開始に合わせ、由利本荘市立小中学校エアコン運用指針を定め、設定温度の基準を設けるなど、児童生徒及び教職員が環境への意識を高めるとともに、健康にも配慮し、適正かつ効率的な運用に努めております。

また、今年度から脱炭素化事業を対象とする起債を活用し、学校施設照明のLED化を計画的に進めており、学校施設全体の電気料金の節減を図っているところでもあります。

現在、全国的な電気料金の高騰が続いていることから、さらに各学校では、国が定める学校環境衛生基準による適切な学習環境を確保した上で、電灯の間引きや未使用の教室の消灯など、無理のない節電に取り組んでいるところであります。

令和5年度当初予算における全小中学校の電気料金につきましては、約8,800万円で、前年度比約12%の増を見込んでおりますが、令和5年度にはさらなる値上げが予定されており、電気料金の節減に向けた取組を継続、習慣化していく必要があると考えております。

なお、市では、本年2月8日に由利本荘市ゼロカーボンシティ宣言を行ったところでありますので、引き続き、学校を含む各教育施設の省エネルギー化の推進を図るとともに節電に取り組んでまいります。

次に、（２）教室等校舎の構造が教育に及ぼす影響、教室内や学習時に環境の変化が教育に及ぼす影響についてにお答えいたします。

令和３年６月より行っている新山小学校改築工事は、昨年９月末に第１期工事である普通教室棟が完成し、１０月からは、市では初となる４階建ての新しい校舎で子供たちが学校生活を送っております。

普通教室棟は、伝統的な校舎の構造を継承しつつ、近代的なデザインとなっており、教室や廊下からは、市内はもちろんのこと、雄大な鳥海山や子吉川、日本海を見渡すことができます。

校舎の内装は、全体的に木のぬくもりが感じられ、かつ全ての普通教室が南側に配置されて、明るく快適な空間となっているほか、教室前には多目的スペースを配置していることから、壁を移動させることで多様な学習活動が展開できる構造となっております。

また、校舎が４階建てであることから、児童のスムーズな移動にも配慮し、階段を校舎両端のほか、エレベーターとともに中央にも設け、校舎内での移動を安全かつ速やかに行うことができる環境を整えております。

こうした児童の視点に立った環境づくりは、子供たちの集中力や想像力を高め、学習へのモチベーションや学力の向上を促す上で非常に効果的であり、主体的・対話的で深い学びの実現につながるものと期待しているところであります。

新山小学校は、当初、設計を実施するに当たり、学校教職員やＰＴＡ、地域の方々の意見を適宜伺いながら進めてまいりました。今後もその取組や成果を学校環境の整備に生かしてまいります。

次に、（３）コミュニティ・スクールのさらなる推進についてにお答えいたします。

市内の各小中学校では、ふるさと教育を基底にコミュニティ・スクールを推進し、各地域の歴史や伝統、そして思いや願いを踏まえた特色ある教育課程を編成しております。代表的なものとしては、農業や伝統文化、伝統料理などを地域の方々から学ぶ体験活動や絵本の読み聞かせ、登下校の見守り、創作活動への指導などが挙げられます。

また、地域運営協議会を設置し、各地域の小中学校が一体となった取組を実施している点も、市の大きな特色であります。具体的には、小中学校の枠を超えて地域全体で合同の挨拶運動やクリーンアップを行う活動、地域をより魅力あるものにするための意見交換会を開催するなど、地域全体で子供たちを育てる取組を行っております。

小中学校合同駅伝大会を開催し、地域の方々の全面的な協力と沿道での大きな声援を受けながら、子供たちが各町内を走り、地域全体を元気にする取組などは、その代表的なものであります。

現在、市では、定期的にコミュニティ・スクール連絡協議会を開催し、各学校のコミュニティ・スクールの会長や地域のコーディネーター、校長などが集まって、よりよいコミュニティ・スクールの推進の在り方について協議しております。

また、学校や地域で行われている活動をコミスク・ネット通信として、各学校や公民館等に掲示し、紹介する取組も行っているところであります。今後も、これらの活動を継続しながら、地域の実情に合った活動を新たに取り入れたりするなど、地域との関係を深める取組を図ってまいります。

○議長（伊藤順男） 間もなく、正午になりますが、一般質問を続行いたします。

1 番阿部十全さん、再質問ありませんか。

○1 番（阿部十全） 御答弁、誠にありがとうございます。

大項目 1、（1）電気料金の高騰に対する取組について伺います。

本当に学校だけを取り上げてしまって申し訳なく思っております。公共施設、その他全般にこれが言えることでありまして、本当に御丁寧な御答弁いただきまして、運用指針があったのかどうかというところが大変心配しておりました。そこがうまく機能しているというところでありました。

ただ、もちろん市立ではあるのですが、公のところからのこういった電気代高騰等への支援というか、そういう仕組みというものは、ほかには国、県等からはないのでしょうか。

○議長（伊藤順男） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） ただいまの再質問にお答えします。

まだ明確に伝わってはいないのですけれども、国の予算の中で、これの分についても補助をされていく形を今取られる予定になっているということで話を伺っていますので、それが具体化するものと考えております。それまでは、補正対応でいけるものはいくというふうに考えております。

○議長（伊藤順男） 1 番阿部十全さん。

○1 番（阿部十全） ありがとうございます。本当に教育というところで、市一つの問題ではないというふうに考えております。どうにか乗り切って、子供たち、また保護者への負担が多くならないようにしていただきたいという思いであります。

続いて、大項目 1、（2）教室等校舎の構造が教育に及ぼす影響、教室内や学習時に環境の変化が教育に及ぼす影響について伺います。

本当に答弁いただきましたとおり深い学びができて、子供たちの集中力が増している、こういったことは本当に将来、小学校で子供たちが友達をつくる、小学校の友達、中学校の友達が生涯の友達になります。勉強も大事でしょうが、そういった環境をつくってやる教育委員会というものの仕事というものは、本当に由利本荘市の未来をつくっていくという大事な仕事に関わると思います。

ここに関して、今度は新しく矢島小学校、そして新しい一番堰の学校、こういったものがあります。こういったものに活かしていくというような、そういったもの、それから、実際に職場で働いていた職員たちの声とかそういったものはなかったのか、ちょっと御紹介いただければありがたいです。

○議長（伊藤順男） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） ただいまの再質問にお答えいたします。まず最初に学校建築をする上で、基本計画の前にその地区の保護者の方とか学校の先生とかからたくさんの意見をいただきました。

地区、それから場所によって学校の持つ特徴、特色のようなものがあって、それをどう生かした学校建築をするかというのはやっぱりいろいろありますので、そこをまず吸収するというところを行っております。

それを基にして設計に入っていくわけですが、よさについて、今回の例えば新

山小学校のこういうところがいいということも情報はいただいています。それは、新しい学校に対してこんなふうなこともありますというのを伝えながら、やっぱり矢島は矢島のよさ、それから東は東のよさという土地のつくりとかが全く違いますので、伝統とかその土地のつくりとかを考慮しながら、よりよい学校づくりにたくさんの意見を生かしていく、そういうふうを考えています。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） ありがとうございます。その土地土地に合った教育を進めていくということは、まさに人間形成に最も大事な部分であろうと思います。ぜひそういった方向で進めていただきたいのですが、特に新山小学校は工事をしながら児童も学んでいた、先生たちも変化を見ながら接していったことによる現場の皆さんのお声みたいなものは上がっているのか、もしくはそういったものを集約してまとめてあるものなのかどうか、そこも伺います。

○議長（伊藤順男） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） ただいまの再質問にお答えいたします。

新山小学校で一番心配した部分もそこでありまして、工事をしながらその横に子供たちがいる、生活しているということで、一番なのはまず安全管理でした。それについては、徹底して業者の方と、それから子供たちへの指導は行いました。その中で、子供たちは、ここで働いている人たちに絶えず接しているというか、見ているわけです。そこに対する感謝の気持ちを伝える手紙を書いたりとか、そういう伝え方をしたり、それから、工事をしている方々からもいろんな意見をもらったり、感想をもらったりというやり取りがあって、子供たちにとっては一緒に学校を造ってもらっているというそういう感じで、今、取り組んでいるところであります。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） 大変貴重な体験だと思います。これをまた新しい学校、統廃合、全国で進んでおりますが、そういったものへの参考としても非常に貴重なものではないかと思えます。何か取りまとめて発表できるようなことがあれば、大変役に立っていくのではないかなというふうに思うところであります。

続いて、大項目1、（3）コミュニティ・スクールのさらなる推進について伺うものであります。

全国で統廃合では本当にいろいろ問題がありまして、なかなか進んでいないというところが結構あります。やはりそれは取り残されていく地域、学校がなくなっていく地域が寂れていく、そのことに対して非常に懸念がありまして、特に小学校の統廃合が進んでおりません。

生徒数も全国、大変少なくなっていて、文科省からの数字もいろいろ出ています。これくらい学校が少なくなっただけでこれくらい生徒がいなくなりました、したがってこうなっていますということの数字とかそういったものも全部出ているのですが、本当に由利本荘市に関しては、矢島、それから一番堰の小学校、新山小学校とこういう大きな学校、やがて今の鶴舞小学校のまた改築になるのか移築になるのか分かりませんが、そんなふうにして、地域の方たち、保護者の方たちも含めて、ここまで進ませてくれました教育委員会の努力というか、地域の方々とのやり取りは大変だったと思います。

そこの敬意を表しながら、このコミュニティ・スクール、一つの大きな区切りができたものとは思いますが、新たに、今、タブレット等を使って、いわゆる子供たちは絶えず持っているわけです。これに対して、親たちの意見、もしくは地域からの意見、そういったものを新しいコミュニティ・スクールとしてタブレットを利用した地域との時間差がないダイレクトな話合い、そういったもので、地域をもう一回生かしていく、そういったあるものを使って生かしていくという新たなコミュニティーのつくり方、このままいくと、学校がなくなったところはどんどん廃れて寂れていってしまいます。そういうことを防いでいくということも教育委員会の大きな役目だと思うのですが、そういう新たな取組についてはお考えでございましょうか。

○議長（伊藤順男） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） ただいまの再質問にお答えします。

聞かれていることにきちっと答えられているかどうかちょっと自信がないのですけれども、タブレットの持ち帰りで、私が今一番学校のほうに伝えているのは、子供の情報発信をどうするかについてです。

タブレットを持って帰ってうちで勉強するというのもそうなんだけれども、先ほどの話にもちょっとありましたけれども、それを家族の人と一緒に見たりする、そこで何かをやり取りして持ち帰って学校に持っていく、そこからの発信というのは、子供たちだけではなくて、地域を巻き込んだそういう情報発信になるのではないのかなというふうに期待をします。

そういうような新しい教育、子供たちだけでなく、いろんな人が関わってつくり上げて自分たちの土地のよさとかを出していける、そういうものをつくっていけないかなというのを、これからやっぱり試していきたいなというふうに考えておるところであります。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） ありがとうございます。まさに地域をつくっていくということ、今まで培ってきた、例えば、伝統文化もやりました、スポーツもやりました、お楽しみ会もやりました、たくさんの皆さんがコミュニティ・スクールで地域を頑張ろうと、地域力を低下させないようにということで、大変努力をされてきた方たちが、中心になってくれた方たちがいて、こうしてコミュニティ・スクールが進んでまいりました。これをまた新たなこういったものを使って新たな発信をすること、みんなで例えばそういうコミュニティ・スクール会議みたいなものを教室の中でもできると思いますし、そういった形でどうにか地域を見捨てていかない、その地域のよさを発信していく、もしくはどこか一緒に地域の方々と学校というものはないけれども、子供たちとのつながり、子供たちの将来を見据えた新たなコミュニティ・スクールの道筋というか、方向性というものをぜひ検討いただきたく願います。

これは要望になりますが、教育長から何か一言いただければ大変幸いです。

○議長（伊藤順男） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） ただいまの再質問にお答えいたします。

私たちが今心配しているのは、一つの学校の、例えば一つの学年の子供たちの数が非常に少なくなって、おうちに帰ると、もう友達同士の関係性ってほとんど取れない、そ

ういう状況が各地域で生まれています。それを踏まえて、それを超えられるのが、もしかしたらタブレットではないかな、情報機器ではないのかなというふうに思っています。

遠くの人とつながることだけではなくて、本当に地元の人たち、友達ともつながれる、そのよさみたいなものをより研究して、それを子供たちの中に実感させていくというのが、もしかしたらこれからの新しい教育の一つの方向性ではないのかなというふうに考えています。そこのところは、検討して進めてまいりたいと思います。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） 御答弁ありがとうございました。

続いて、大項目2、風力発電についての再質問をさせていただきます。

（1）風力発電事業を推進する市の政策判断とほかの自治体との比較検討について、今、いろいろと皆さんに御紹介させていただきましたというか、聞いていただきましたものもあります。そして今、3月議会、全国各地で行われておりまして、いろいろなところでこの風力発電、再エネ事業に関しての質問が多分相当出ているものと思います。3月末には、また全国からどういった議会でどういった話合いがあったのかというようなこともニュースとして捉えることがまたできるのではないかと、それくらい、今、変化が起きているときであります。

こういった自治体との比較検討したときに、市長は、丁寧な説明に対して質問がありましたと、それに対してもまたお答えしていっているというふうに御答弁いただきました。丁寧な説明をしているというふうにいただきましたけれども、こういったところで丁寧な説明が行われていたのかということ、ちょっと申し訳ないですが、揚げ足を取っているつもりではないので、ただ丁寧な説明というのが、どうも私、あんまり機会が少なかったのも、こういったところだったのかなというところでございます。お願いします。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたします。

今の阿部十全議員の質問、先ほどの私の答弁の中で、市はこれまでも再エネ事業者に対して丁寧な説明のほか、不安や疑問の声が寄せられた場合などは速やかな対応をお願いしてきたところであるという答弁についてなのか、今までも事業者等々について丁寧に説明をしていただきたいということをお願いをしておりますということでもあります。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） 大変失礼しました。私が答弁を、事業者が丁寧な説明をしたのかなというふうに捉えて、ちょっとばたばたとやっております、大変失礼いたしました。

そういった市民からのいろいろな質問等に対しては、やはり事業者に対してという姿勢は変わらず、先ほど御紹介したとおり、各自治体ではもう自治体が率先して説明会を開いていくというようなところもたくさんあるわけでございます。そういったことをかたくなに拒んでいらっしゃるようなのですが、なぜ拒まなければならないのか、ほかの市町村のこともちょっと比較検討してみるとというようなことは心にはないのでございましょうか。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） 詳細については、産業振興部長より答弁させますが、特にそう変にかたくなに拒んでいるわけではなくて、この洋上風力の関係以外のといいますか、全てのことについて、市としてどう対応すべきなものかということを考えて対応しているところであります。

また、他市町村とのということ、先ほども多くの事例を御紹介をいただきました。他市町村について私が何か言うような立場でも全くありませんので、それぞれの市町村の考え方でやられているものと認識をしておりますが、ただ、同じく比較をするといつても、全く同じ条件の市町村というのは、多分、今御紹介いただいた中でもないだろうなというふうに思いますので、全く同じ条件であれば、多少比較・検討というのはできるのかもわかりませんが、状況等々が違う中で、他市町村とうちとの関係ということで比較をするというのは、なかなか無理があるのかなというふうな認識を今持っているところあります。

詳細につきましては、産業振興部長より答弁させます。

○議長（伊藤順男） 齋藤産業振興部長。

○産業振興部長（齋藤喜紀） 阿部十全議員の再質問にお答えいたします。

この質問に対しましては、今回は他自治体との比較というふうなところですが、昨年、令和4年の9月の定例会において、大友議員の一般質問で、青森・山形・宮城県知事が懸念を表明しているといったことに対しての市の姿勢に変化はないのかというふうなところと同様な質問なのかなというふうに考えております。

比較につきましては、先ほど市長が答弁したとおりに思っておりますし、市といたしましては、今現時点では、何回も申し上げますが、ガイドラインが一つの姿勢といいますか、考え方といったことをまず対外的には示したものであるというふうに理解していただきたいと考えます。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） ありがとうございます。いわゆる質問としては、比較検討して市民の暮らしが一番という市民目線に立ち政策判断して行って、市民にもうちょっと寄り添ったことをやっていくことのほうが、真に市の利益につながるのではないかと、これ市民の利益になっていないんじゃないかなというふうに私は考えて、こういったことをもう少し検討していくという方向でも、もっと市民に分かってもらう、この大きな事業を分かってもらうんだという、せめて別に言い訳をしろというのではなくて、こういう事業なんで、市はこれを進める、こういう理由で進めるんだという方針すら説明していないように思うんです。文書で出しているとか、そういうものでは、ほかの細かいことは事業者には聞けではなく、そういったものが、ずっと聞いていて同じことになっちゃうんで申し訳ありませんが、改めてその1点、伺わせてください。

○議長（伊藤順男） 齋藤産業振興部長。

○産業振興部長（齋藤喜紀） 再質問にお答えいたします。

ちょっとどう答えればいいのか、今ちょっと正直迷っているんですけども、方針を市のほうで示せというところが、ガイドラインとか事業者に求めるんじゃないかと、市は風車に対してこういったように考えておりますというところを市が示したほうがよろしいという解釈でよろしいでしょうか。すいません、質問みたいになってしまいますが。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） そういう政策指針、方針というものももちろんであります、市民の知りたいことをもうちょっと考えれば、どういったことを説明しなければならないか、今、この状況において、それくらいは分かっていたか、と困ります。

ぜひ、ちゃんとした説明、そういった会を持つべき、市はそういったことを市民に伝えるべきところでありまして、何度も言うようですが、経済的目的が絡んで、それに対していわゆる予防原則なんでありまして、不可逆的な戻れないようなことが起きてしまうような可能性があるのであれば、証拠がなくても、知見がなくても、それを取りやめるというルールです。世界的なルールです。このルールをちゃんと把握した上で、地方自治は福祉をなささいと言っているんです。それをただ単に、市は進めますからという方針だけ述べて、市民分かってくださいでは、これはどうなんでしょうか。そここの市の御判断をお願いいたします。

○議長（伊藤順男） 齋藤産業振興部長。

○産業振興部長（齋藤喜紀） 再質問にお答えいたします。

市民が知りたいことを市で答えるべきというふうに捉えましたが、まず事業については、それぞれの事業者が事業内容等を説明して、市民に御理解をいただくというふうなところが前提なのかなというところで、そこに市が立ち入るということは考えてございません。

それから、予防原則的な話だったと思いますが、そちらにつきましても、世界的なルールというふうなお話でしたが、ちょっと昨日の答弁とまたかぶるかもしれませんが、いろんな懸念というところに対して、まず世界での考え方というところに対して日本ではどうなのかというルールをつくると思っております。それが、例えば規制値であったり、基準値であったり、参考値であったり、参照値であったりというふうなところだと捉えております。

そういった中で事業者は計画し、それをしっかりと守って事業をするというのは当然のことですので、予防原則を盾に全てのものがゼロリスクになささいということは、全くそこまではちょっと言い過ぎなのかなと思います。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） だから、全部を予防原則と言っていないじゃないですか。経済的な目標を持ったものに対して、そこで利益が上がるだろうと、こういったものに対しての不可逆的なもの、例えば公害です。そういったものが起こる可能性があるだろうと思われるものに関しては、証拠とか知見がなくてもそれはやめましょうということです。それはさっき私言いました。何が何でも反対するということではないんです。そここのところは分かっていたか、と困ります。

続いて、大項目2、（2）3年間に及び風況と健康状況を記した日誌について伺います。

御覧になったということだと思います。どのように感じられたのか、ぜひお願いいたします。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたします。

その日誌等々については、しっかりと拝見させていただきました。どういった症状があったり、いつこういったことがあったということについての日誌を見ました。こういうことが続くということになると、これはやっぱり大変気の毒な要素もあるでしょうし、先ほどの質問にもあったように、どなたであっても、市民の皆さんが何か苦しんでいたり困っているということについては、大変気の毒だし、市としてできることはしっかりとやらなければいけないだろうと感じるのは、当然の感覚であろうなと私は思いますが、そういうふうに感じました。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） この方は、夜、風が強くなると風車が回って眠れなくなるんです。睡眠不足になっています。なかなか熟睡することができません。それを長いことこの人は体験しているんです。そのつらいときにメモしている。本当に眠れないってどんなに大変か、市長もよくお分かりだと思いますが、眠れないための健康への被害、そういったものがあって、この方はこれを記していたわけです。この記した時間は彼は起きていた時間なんです。

そういったことを考えたときに、気の毒だなと思うとかだけでは、ちょっと済まされないものがあるのではないかと思うんですが、そこについては現実にある話に対してどのようにお考えでしょうか。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたします。

その方に限らずということでお話します。どなたか、例えば体調についてのことであったり経済的なことであったり、いろんなことで夜眠れない、大変つらい思いをされているという方、多々おられるわけで、基本的にそういうのを解決をしていくということを考えるのはもちろんそうですが、そういう方々がおられるということは、これは当然ですけど、十分に理解をしておりますので、そういう方々について、市としてできることをしっかりとやっていかなければならないなという思いはしっかりと持っているつもりであります。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） 御答弁ありがとうございます。しっかりとやらなければならないということは、何をやらなければならないのでしょうか。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたします。

それぞれのケースによって様々な対応方法はあるでしょうけども、まずはそうした方々にしっかりと丁寧にお話を伺って、どういった解決方法があるのかということについて、相談を乗るなりしていくということが必要なことだろうというふうに思います。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） ありがとうございます。この方に限らずまだたくさんいらっしゃいます。そういった人たちともそれでは会ってお話を聞いていただく、そういったことも可能だということによろしいでしょうか。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） 市民生活部長より答弁させます。

○議長（伊藤順男） 熊谷市民生活部長。

○市民生活部長（熊谷信幸） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

市といたしましては、市長もお答えしましたとおり、そういう御相談があれば、きちんとお会いして相談内容を確認させていただいた上で、現地等も調査した後に御本人ときちんとどういう解決方法があるのかも含めまして、話を進めていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） ありがとうございます。ぜひお願いたします。また、この説明のときに事業者からのデータもあり、それとこの方との状況を照らし合わせて見ているが、合わないところもあるからやっぱり因果関係はないんだというふうにお答えいただきましたが、その状況を御本人がよろしければ、それを皆さんに見ていただくということは可能でございましょうか。

○議長（伊藤順男） 熊谷市民生活部長。

○市民生活部長（熊谷信幸） ただいまの御質問にお答えいたします。

相談内容等につきましては、大変申し訳ないんですけども、私ども守秘義務を課せられておりますので、内容の詳細については、申し訳ございませんが公開することはできないと考えております。

それから、先ほど市長が答弁した件につきましては、相談者と共に確認したところ、施設が稼働していない時間にも症状が出たということですけども、これについては、因果関係が確認されていない状況であるという答弁でしたので、引き続きその相談者とはデータをお互い取りつつ、データの確認をしましょうというお話をしているところでございます。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） 私もこのデータをグラフ化しております。残念ながら事業者からのデータは頂けないので、それと照らし合わせるということではできないのですが、なるだけエクセルでグラフ化にして、一目見てどんなふうなのかというのを分かるような形で、いずれ作っていきたいと思っておりますが、市ではそういったところまで検証するというおつもりはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○議長（伊藤順男） 熊谷市民生活部長。

○市民生活部長（熊谷信幸） ただいまの再質問にお答えいたします。

事業者の方には、我々のほうからデータは求めて、そのデータとともに日にち単位でどの日が稼働したり、どの日に体調の不調があったりということは、グラフ化まではしていませんけども、一覧表として確認をしております。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） ぜひそういった方向でも進めていただけると、どういった内容だったのか、西寄りからの風速が5メートル以上のときとか、お天気の具合と体の具合とか、そういったものが非常に少しずつ明確になってきました。それと、ぜひそういった方向でちょっと検証してみたいということでございます。

それでは、大項目2、（3）風力発電に関する質問に対する市長答弁について伺うものでございます。

お話しさせていただいたとおりでございますが、ずっとルール、ルールというふうに言われました。市の言うルールとは何ですかということも聞いております。ぜひ市の言うルールとはどんなものでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたします。

私が述べたルールというのは、例えば、法律の下で、法律をしっかりと遵守しているですとか、やらなければいけない、こういうことをしてくださいだとかという決められたことについてしっかりと行われていると、そういったルールをしっかりと守られている上で進めるという意味のルールであります。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） いわゆる法律とかそういったものではないということですか。今、法律と言いましたか。じゃあその法律をお願いします。どういった法律なのか。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの御質問にお答えします。

先ほども答弁いたしました。重複になりますが、例えば環境影響評価法ですとか、騒音規制法等々の法律ということであります。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） それでは、環境基本法、もしくは環境影響評価法でもいいです。環境基本法第2条3項、人の健康または生活環境、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物、その育成環境を含むものに被害が生じてはいけないんだというふうになっています。今、実際にそういうふうにして被害があるという人がいることに関しては、これはルール上いいんですか。

○議長（伊藤順男） 暫時休憩いたします。

午後 0時32分 休 憩

午後 0時33分 再 開

○議長（伊藤順男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

当局の答弁を求めます。湊市長。

○市長（湊貴信） ルールとは何かという質問について、先ほどお答えしたように、私どもで捉えているのは、関係の法律であったり、すべき決まりであったりそういったものがルールというふうな表現をさせていただきました。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） 最後のところで、前回の一般質問のときに、そのルールの下で行われているということが一つ大原則である、別のことをやっぱりやっていかないと、この方々は大変気の毒だなと思っているというふうに答弁しているんです。そのルールの下で行われているというそのルールというのは何かということで、その関係する法令でやられているので、じゃあ別のことをやっぱりしていかないとということはどういうことなのか、その真意がまだ分からなかったことと、それから、大変気の毒だなと思っているということがありました。この気の毒だなと思う人たちはどこに相談すればいいのかというものも一つの質問になっておりますが、それはお答えいただけていたでしょうか

ということでございますが。もし重なっていたら申し訳ありません。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） 産業振興部長より答弁させます。

○議長（伊藤順男） 齋藤産業振興部長。

○産業振興部長（齋藤喜紀） 再質問にお答えいたします。

どこに相談すればよろしいのかというふうなところにつきましては、市長が答弁しておりますが、最後のところで、国の公害等調整委員会や県の公害審査会、こういったところにも必要に応じて情報は伝えているというところが答弁というふうなところになります。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） どこに相談すればいいのかを伺っております。申し訳ありません。気の毒だと思っている人がいるわけです。この人たちを助けてあげていただきたいんです。

○議長（伊藤順男） 齋藤産業振興部長。

○産業振興部長（齋藤喜紀） 県、国、それぞれの審査会がありますが、窓口としては市の生活環境課のほうでも構いませんので、そちらのほうにお願いしたいというところがございます。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） 困り事相談というのが、包括支援センターのインターネットが新しくなりました、日本一のホームページになりました。市民の相談、探しても、そこなんです。そういうところで、相談でよろしいんでしょうか。そういうところからの相談、受付は、例えばほかにもこういったいろんな風車によるいろんな事例があるということで、御相談受ける場合は、そういったところで相談、受け付けてくださるところ、相談に乗ってくださるところというのは、今、おっしゃったところでよろしいのでしょうか。

○議長（伊藤順男） 齋藤産業振興部長。

○産業振興部長（齋藤喜紀） 再質問にお答えいたします。

今、阿部十全議員がおっしゃっている風車の健康被害はというふうな意味ではなくて、あらゆる公害的なものも含めて、ほかのところも含めてそういった相談があれば、その窓口は生活環境課になっておりますので、そちらのほうに相談いただければというふうに思います。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） ありがとうございます。大変気の毒だなと思うという言葉の後に、ぜひその課のほうに相談に行ってくださいと、丁寧にお話を聞きますよというような一言があれば何でもなかったんでしょうけれども、気の毒だと思うだけで終わってしまっているんで、じゃあどうするのというのが何も無い。何も無い状態でこんなふうにしてお答えいただいているわけでございます。

真意として、もういわゆる法律で決まっている、もう医者とは風車とは因果関係がない、誰も認めない病気を今、彼は訴えているわけです。その誰も認めないものは、もう認めないと市が言っているんです。それで、相談には、今、生活環境課のほうに行っ

ください、でも、何かあっても引っ越すお金も出さない、説明もしない、条例もつくりたくない、何もしない、こういったことで、気の毒だけど何とせえということなのかということ、この人たちどうすればいいんでしょうか。

違うルールで別のことをやっぱりやっていかないとあるんです。言ったんです。別のことってどういうことか、最後の質問になりますが、お願いします。

○議長（伊藤順男） 齋藤産業振興部長。

○産業振興部長（齋藤喜紀） 再質問にお答えいたします。

繰り返しになりますが、あくまでも救済措置というところについては、市でもお手伝いといいますか、窓口を生活環境課、何回も申し上げますが、そちらのほうに御相談いただければ、国あるいは県のそういったところへの公害審査会への、例えば手続ですとか、そういったところの御相談には乗れるかなというふうに考えているところでございます。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） 御答弁ありがとうございました。まだまだこの方々に寄り添って、いろいろ全国に発信してまいりますので、また由利本荘市の名前がそういったところから出てこないことを祈りながら、今日の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊藤順男） 以上で、1番阿部十全さんの一般質問を終了いたします。

この際、午後1時30分まで休憩いたします。

午後 0時41分 休 憩

午後 1時30分 再 開

○議長（伊藤順男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

10番泉谷尅馬さんの発言を許します。10番泉谷尅馬さん。

【10番（泉谷尅馬議員）登壇】

○10番（泉谷尅馬） 高志会の泉谷尅馬でございます。早速ではございますが、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い3つの大項目について、人生で4回目の一般質問をさせていただきますと思います。

大項目1番、水林テニスコートをはじめとするスポーツ施設の整備方針についてでございます。

令和4年8月、市民の方より情報提供をいただき、水林テニスコートの現地確認と聞き取りを行いました。

このテニスコートは砂入り人工芝、オムニコートとも言いますが、できていますが、確認当時は人工芝が剥がれている部分やしわができている部分、人工芝のジョイント部が剥離している部分が複数箇所あり、人工芝の段差によってイレギュラーバウンドが発生しやすいコートでありました。

また、剥がれている人工芝にプレイヤーの足が引っかかり、転倒しけがをする危険性もありました。

応急的な修繕も行っているようですが、素材感の違う人工芝によって継ぎはぎだらけ

のテニスコートになっており、修繕された箇所はベースライン、エンドラインとかバックラインとも言いますが、が引かれていないため、相手の打ったボールがインなのかアウトなのか判定ができず、プレーに支障を来している状態でありました。

また、人工芝以外にもネットポスト、ネットのポールですね。の高さが規格の高さよりも高いコートが4面中1面、規格よりも低いコートが2面となっている状態です。

私は中学時代、ソフトテニス部でありましたが、このような人工芝の状況やネットポストが規格に合っていない状況から、この水林テニスコートが、試合や大会はもとより満足な練習が行えるようなコートではないと個人的に感じた次第であります。

以上を踏まえ、中項目（1）番、水林テニスコートがこのような現状になった原因はについてお伺いいたします。

先述のとおり、水林テニスコートは、一部剥がれている人工芝やベースラインが引かれていない、ネットポストの高さが規格に合っていないなどの不具合のあるテニスコートと言わざるを得ない状態であります。

水林テニスコートがこのような現状となっている原因については、人工芝の修繕を行う技術やベースラインを引く技術、ネットポストを規格どおりの高さに設置する技術を持った業者がないのか、費用面で満足いく修繕を行うことができないのかなど様々な原因が推測できますが、当局としてはその原因が何であると考えているのか見解をお伺いいたします。

続いて、中項目（2）番、水林テニスコートの大規模改修に向けてについて伺います。

水林テニスコートの改修については、令和5年度予算に対する高志会の提言に対しまして、本荘由利総合運動公園のテニスコート、これが水林のテニスコートでございますが、については新創造ビジョン後期計画での大規模改修を予定しており、実施に向けて検討を進めていると、当局より回答をいただきました。

そこで、次の小項目4点についてお伺いいたします。

中項目（2）の小項目①番、改修設計に携わる関係者の知識や技術はについてでございます。

大規模改修に当たっては、規格どおりのテニスコートを整備するべく、発注者側にも最低限の知識が必要であり、また、受注者側には施工技術はもちろん、改修後のメンテナンス性を含めた知見や技術が必要であると考えます。

そこで大規模な改修設計に当たって、発注者である当局はテニスコートの規格について、最低限の知識を持つ職員が担当する予定なのか。施工業者はテニスコートの施工実績や知見がある業者を予定するのか。

また、有識者やコンサルなどの第三者を入れる予定はあるのか。改修設計に携わる関係者の知識や技術等の方針についてお伺いするものであります。

続いて、小項目②番、メンテナンス性を考慮した改修設計はについてでございます。

テニスコートの人工芝は消耗するものであり、日々の整備や定期的なメンテナンスが必要です。そのため、設置後も高さを調整することができる高さ調整式のネットポストの導入など、整備やメンテナンス性も考慮した設計を行うべきであると考えます。

そこで改修設計に当たって、大規模改修後の整備やメンテナンス性の観点から、その

改修設計方針についてお伺いするものであります。

続いて、小項目③番、テニスコート規模並びに設備の方針はについてでございます。

市民の方からは、コート数を現状の4面から6面程度に増やし、ベンチ等も整備することで対外試合等も行えるテニスコートとしての改修を望む声もあります。

そこで改修設計に当たって、コート数は現状の4面のまま維持するのか、縮小または拡大をするのか、コート数の規模並びにベンチ等の設備の改修方針についてお伺いします。

続いて、小項目④番、大規模改修の時期並びに安全性を確保した今後の方針はについてでございます。

先述の高志会提言への回答では、新創造ビジョン後期計画での大規模改修を予定しているとありましたが、現総合計画の最終年度である令和6年度までに大規模改修を完了するという認識でよろしいのでしょうか。

もしくは、令和4年11月の議会全員協議会で現計画の計画期間を令和7年度までに延長するとの説明がありましたが、水林テニスコートの大規模改修の時期も、それに伴い令和7年度までに伸びるのでしょうか。

テニスプレーヤーが安心して快適に利用できるテニスコートになるのはいつ頃の予定なのか、水林テニスコートの大規模改修の時期をお伺いいたします。

また、水林テニスコートは、現地確認当時の状況では安全性があるとは言えませんが、利用者の安全性確保の観点から、この春から大規模改修完了までの利用方針や修繕方針について伺います。

中項目（3）番、スポーツ立市由利本荘として、スポーツ施設の整備方針はについてでございます。

平成28年10月10日のスポーツ立市宣言から本年10月で8年目を迎えます。本市は水林テニスコートに限らず、大内や西目のテニスコート、また、テニスコート以外のスポーツ施設も多く保有しておりますが、スポーツ立市由利本荘として、スポーツ施設のハード面での修繕や改修の方針、整備構想についてお伺いするものであります。

次に、大項目2番、マイナンバーカードの普及と利活用についてでございます。

本市では、令和4年12月15日にマイナンバーカード利活用宣言を全国で初めて行いました。今後は、図書館カードとしての利用や子供の健診や予防接種のデータを行政と保護者が共有する電子母子手帳としての活用、職員の出退勤管理など市役所内部でも利活用していくとの報道もありました。

私は、新型コロナワクチンの接種証明アプリ認証やコンビニでの住民票発行、e-Taxでの確定申告など、マイナンバーカードを利用した各種手続は大変便利であると感じております。

一方で、マイナンバーカードを利用することによる市民生活の利便性向上などのメリットより、窓口業務の効率化など行政側のメリットのほうが目立つ印象を受けているのが現状です。

実際にデジタル庁や民間の調査によると、マイナンバーカード未取得の理由には、マイナンバーカードにメリットを感じないという理由も少なくありません。

本市で生活するに当たって、マイナンバーカードがなくても特に生活に不便すること

はなく、市民がマイナンバーカードにメリットを感じていないのが現状です。確かにコンビニでの住民票発行やe-Taxでの確定申告はマイナンバーカードがあれば便利ではありますが、年に何回も住民票の発行や確定申告を行うわけではありません。

マイナンバーカードの普及率を上げるには、行政手続以外にも、市民がマイナンバーカードを使う頻度を増やし市民サービスの向上を図る必要があると考えます。

人口減少や職員数の減少などの観点から、行政手続の効率化を図る必要があり、その効率化を進めるにはマイナンバーカードの普及が必要であると認識していますが、令和5年1月末時点で本市のマイナンバーカードの交付率が59.4%と、秋田県の61.1%より低い割合となっており、市民の4割はマイナンバーカードを保有していない現状です。

以上を踏まえて、中項目3点について伺います。

中項目(1)番、普通交付税の算定に影響するマイナンバーカード交付率に対する考えはについてでございます。

令和4年6月、政府は普通交付税算定へのマイナンバーカード交付率の反映をさせる意向を示しました。また同年12月にはマイナンバーカードの交付率が上位3分の1の市町村が達している交付率以上の市町村については、当該市町村のマイナンバーカードの交付率に応じた割増し率によって算定するという意向を示しました。これはマイナンバーカードの交付率が低いからといって普通交付税を減らすことはないが、交付率が上位の市町村には交付率に応じた割増し率により算定するということと認識しております。

そこで、本市においてマイナンバーカード交付率の全国順位は何位であるのか。

また、マイナンバーカードの利活用を宣言している本市では、普通交付税の割増しの基準に達する条件である上位3分の1の市町村が達している交付率以上を目指しているのか。当局の見解を伺います。

中項目(2)番、マイナンバーカード交付率が現状にとどまる理由と対策はについてでございます。

先述のとおり、1月末の時点では市民の4割がマイナンバーカードを保有していない状況ではありますが、この理由は何であるかと考えるのか当局の見解をお伺いいたします。

また本市においても、マイナンバーカード交付申請補助サービス等の取組によりマイナンバーカードの取得促進に励んでいますが、今後さらに交付率を増やすためにはどのような対策を行うのか当局の見解を伺います。

中項目(3)番、市民生活にメリットのあるマイナンバーカードの利活用の方針はについてでございます。

本市では今後、マイナンバーカードのICチップ空き容量である地域住民向け領域や拡張利用領域を活用し、市民生活のさらなる利便性向上に取り組んでいくと認識しております。

ほかの自治体ではマイナンバーカードを活用し、オンラインでの公共施設予約や選挙における入場受付、地域応援商品券発行など、全国各地で様々な取組を行っています。

本市においても入湯料等割引や、はり、きゅう、マッサージ施術費助成等の高齢者健康づくり促進事業など現行事業におけるマイナンバーの活用や高齢者や移動困難者に対するタクシーやバスの運賃割引等の地域公共交通におけるマイナンバーカードの利活用

など、マイナンバーカードと組み合わせた施策が必要であると考えますが、全国に先駆けてマイナンバーカードの利活用を宣言した本市当局の見解を伺います。

また、政府は自治体マイナポイント事業を積極的に活用してほしいとの意向であります。自治体マイナポイント事業について当局の見解を伺います。

次に、大項目3番、G I G Aスクール構想における子供たちの教育と学校生活についてでございます。

令和4年10月、新山小学校と西目中学校を訪問し、ゆりほんICT子供の学びアップデートプランにおけるICT支援員派遣の現場を視察いたしました。新山小学校ではタブレットを用いた算数の授業やウェブアンケートへの回答、西目中学校ではタブレットを用いた国語や音楽の授業など、子供たちがタブレットを活用し、ICT支援員として派遣されている大学生が、子供たちや教員のタブレット操作をサポートしている様子を視察しました。

また授業以外では、西目中学校において生徒がタブレットやパソコンを用いてつくったポスターや学級新聞、自分流枕草子など多くの作品を拝見しました。生徒のアイデアがあふれており、写真や画像で視覚的に表現されており、タブレットを大いに活用しているという印象を受けました。

そこで、G I G Aスクール構想における子供たちの教育と学校生活について、中項目6点についてお伺いいたします。

中項目(1)番、タブレットの自己管理についての指導はについてです。

授業中にタブレットの電池切れやOSのアップデートが始まってしまい、自分のタブレットで授業に参加できない子供が数名おりました。タブレットの充電やOSのアップデートなど、タブレットを自己管理できるようになるのも勉強の一環であり、子供たちが社会に出ても必要な知識であると考えます。現に我々議員も議会で使用するタブレットの充電やアップデートなどは自己管理が原則であります。

そこで、子供たちのタブレットの自己管理について、どのような指導をしていくのか、今後の指導方針について伺います。

中項目(2)番、情報の取捨選択についての教育はについてです。

授業を視察した際、生徒たちがタブレットを用いてインターネットで調べてレポートにまとめるカリキュラムにも取り組んでおりました。しかし、インターネットで流れている情報が全て正しい情報とは限りません。インターネットやSNSの普及により、情報発信のハードルが下がっていることから、うその情報、デマ情報が増えていることも事実です。

生徒たちに配布しているタブレットには、閲覧制限がかけられているとは思いますが、生徒たちが社会に出る前から情報が正しいものか判断する能力や情報を取捨選択する能力が必要であると考えます。

そこで、情報の判断能力や情報の取捨選択能力に関する教育方針について伺います。

中項目(3)番、情報発信における文章作成能力についての教育方針はについてです。

令和5年度からは、SNSや学校ホームページを活用した生徒による情報発信にも取り組んでいくようではありますが、写真やイラストだけではなく文章作成能力も相手に物

事を正確に伝えるために必要なスキルであると考えます。

学校ホームページを利用した生徒による学校行事発信等を行うに当たり、生徒たちの文章作成能力について、その教育方針について伺います。

中項目（４）番、知的財産権に関する教育方針、教員の育成方針はについてでございます。

生徒たちがタブレットを用いてインターネットに触れる段階から、商標権や著作権、肖像権などの知的財産権についても知識を得る必要があると考えます。知的財産権の知識がないままタブレット等でインターネットに触れる機会が多くなると、無意識に他者の知的財産権を侵害してしまうというリスクがあります。生徒たちによる学校の情報発信やデジタル作品の作成・発表を進めていくに当たり、生徒たちに対する知的財産権に関する教育方針について伺います。

また、知的財産権については、生徒だけではなく大人でも少し難しい知識であると思われま。生徒たちに指導する教員にも知的財産権に関する知識が必要であると考えますが、教員の育成方針について伺います。

中項目（５）番、子供たちのタブレット操作能力及び学力・成績への影響はについてでございます。

ゆりほんICT子供の学びアップデートプラン事業の開始からまだ1年がたっておりませんが、子供たちのタブレット操作能力については、今のところどのように寄与してきたと考えているのか、当局の見解を伺います。

またICTを活用することで、子供たちの学力・成績についてはどのような影響を与えてきたと考えるのか当局の見解を伺います。

中項目（６）番、タブレットによる学校生活・いじめ相談の仕組みづくりをについてでございます。

学校でのいじめ問題への対応については、学校生活アンケートなどにより、その状況を把握し適宜対応していると思いますが、年数回のアンケートでは状況を把握できるタイミングが限られてしまうと考えます。

また、子供が学校生活やいじめの相談を担当の先生に話しにくい場合もあります。

1人1台配布されたタブレットは、子供と外部をつなぐ適切なツールであると考えます。そこで、タブレットを用いて学校生活やいじめに関する相談や子供のSOSを担当教員や校長、設置を検討している教育支援センターなどに直接届けられる仕組みづくりが必要であると考えますが、当局の見解を伺います。

以上、大項目3点についてお伺いします。御答弁のほど、よろしく願いいたします。

【10番（泉谷尗馬議員）質問席へ】

○議長（伊藤順男） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） それでは、泉谷尗馬議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、水林テニスコートをはじめとするスポーツ施設の整備方針についての（1）水林テニスコートがこのような現状になった原因はについて、お答えいたします。

水林テニスコートが現在の砂入人工芝コートに改修されてから29年が経過しており、この間、大規模な改修を行うことなく、軽微な修繕を繰り返しながら、施設を維持してまいりました。

近年、経年劣化によるコートの損耗が著しい中であって、部分的な改修を検討してきたところではありますが、専門的な業者による修繕の場合、多額の費用と時間を要することから、人工芝の張り替え作業やベースラインの塗装につきましては、職員が対応してきたところでもあります。

このように、必要最小限の補修を重ねてきたこともあって、最近では、コート内の段差やベースラインの塗装の剝離などの面で、利用者の皆様には御不便をおかけしているところでもあります。

市といたしましては、整備の必要性は認識しており、市総合計画「新創造ビジョン」で大規模な改修が位置づけられておりますので、今後、ほかのスポーツ施設等とのプライオリティーを踏まえながら、改修の実施時期について検討してまいります。

次に、(2)水林テニスコートの大規模改修に向けての①改修設計に携わる関係者の知識や技術は、②メンテナンス性を考慮した改修設計は、③テニスコート規模並びに設備の方針は、④大規模改修の時期並びに安全性を確保した今後の方針はについては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

水林テニスコートにつきましては、市内のテニスコートで一番利用者が多く、今後も多くの利用が見込まれることから、市総合計画「新創造ビジョン」で改修を計画しております。

改修工事につきましては、スポーツ担当の職員が現場を管理しながら、スポーツ施設整備に精通した業者への請負という形で発注する予定としております。

また、整備につきましては、4面のコートとし、利用者の利便性やメンテナンス性の向上を図ることを基本に進めるとともに、利用者の要望を十分踏まえながら、調整式のネットポスト導入やベンチ等の附帯施設についても併せて検討してまいります。

なお、整備の時期につきましては、現計画では令和6年度の整備としておりますが、現在、計画の見直し中であり、全体事業の調整の中で検討を進めてまいります。

いずれにいたしましても、水林テニスコートにつきましては、大規模改修の実施を基本としており、整備が完了するまでの間は、人工芝の部分的な補修やベースラインの塗装など、維持管理については、職員が定期的な見回りを行いながら、安全な利用の確保に努めてまいります。

次に、(3)スポーツ立市由利本荘として、スポーツ施設の整備方針はについて、お答えいたします。

本市は、スポーツを通じた躍動と活力あるまちづくりを目指すため、平成28年10月にスポーツ立市由利本荘を宣言し、本年10月で8年目を迎えます。

もとよりスポーツは、年齢、性別、障害の有無などに関わりなく誰もが参画できるものであり、安全・安心な環境の下、日常的、自発的にスポーツに参加する機会を確保することで、する、観る、支えるというスポーツの価値を享受することができます。

こうした様々な形で多くの市民の皆様にはスポーツとの関わりを持っていただくためには、スポーツを通じた体力づくり、健康づくりや生きがいづくりなどのほか、競技ス

ポーツの振興、指導者の養成などのソフト面での取組の充実強化と併せて、そうした活動を支える場として、施設整備の必要性などが検討されるべきであると考えております。

これまで多くの市民の皆様が快適にスポーツができるよう努めてきたところであり、由利本荘総合防災公園ナイスアリーナの新設や西目サッカー場の人工芝化など、市内にあるスポーツ施設の整備充実を図ってまいりましたが、一方で、スポーツ施設の老朽化も課題となっており、今後も、修繕・更新等に多額の費用が見込まれることから、計画的な整備とともに、施設の廃止、解体などについて、併せて検討する必要があると考えております。

今後とも、スポーツ立市にふさわしい、市民のスポーツとの関わり方などを念頭に置きながら、市公共施設等総合管理計画に基づき、市総合計画「新創造ビジョン」や財政計画との調整を図り、計画的な施設整備に努め、市民のスポーツ・レクリエーション活動に支障が生ずることのないよう、拠点施設の利便性確保など、利用者のニーズを踏まえながら、スポーツ施設の充実に取り組んでまいります。

次に、2、マイナンバーカードの普及と利活用についての（1）普通交付税の算定に影響するマイナンバーカード交付率に対する考えはについて、お答えいたします。

本市の令和5年2月末におけるマイナンバーカードの交付率は、65.46%で、全国での順位は1,741団体中、756位となっております。

国では、普通交付税の算定において、交付率が上位3分の1以上の市町村は、交付率に応じた割増し率による算定を考えているとしておりますが、具体的な算定方法など、詳細については示されておりません。

市といたしましては、上位3分の1以上の交付率を目指すことはもちろんであり、マイナンバーカードは、健康保険証としての利用のほか、行政手続のオンライン申請、給付金の速やかな受け取りなどに利用が可能となっており、今後も運転免許証との一体化が予定されているなど、生活の様々な場面で必要となることから、私といたしましては、全ての市民の方にマイナンバーカードを取得していただきたいと考えております。

次に、（2）マイナンバーカード交付率が現状にとどまる理由と対策はについて、お答えいたします。

本市のマイナンバーカード交付率が、令和5年2月末現在で65.46%と低い状況にあるのは、日常生活においてマイナンバーカードの利便性を感じる機会が現在のところコンビニエンスストアでの証明書交付など、一部の行政サービスに限られていることや、盗難や紛失により個人情報漏えいするのではないかなど、カードの安全性に対する不安に加え、仕事の都合や交通手段の確保など、市役所へ出向いての手続が難しい状況にある方が多いことが理由であると考えております。

市では、今後のまちづくりにおいて、マイナンバーカードの機能を積極的に利活用していくこととしており、また、これまでも広報ゆりほんじょうやホームページなどで、カードの安全性や利便性をお知らせしてきたところではありますが、今後も様々な機会において正確な情報を伝えてまいります。

なお、昨年11月から市内の商業施設に申請の受付ブースを設置したところ、2月末現在で延べ4,206人の方に御利用いただくなど、大変好評なことから、令和5年度も引き

続き設置を予定しているところであります。

さらに、これまで5名以上の場合に限り、企業や町内会へ出向き、申請を受け付けておりましたが、1月より、希望する方がお一人でも職員が自宅へ伺い、申請を受け付けるサービスを開始したところであります。

この受付につきましては、条件が整えば、一度も市役所へ出向くことなく、マイナンバーカードを受け取ることが可能となっておりますので、多くの皆様に御利用いただきたいと考えております。

なお、2月末のマイナンバーカードの申請率は73.85%となっております。

4月末には、交付率も70%を超えると見込んでおりますが、市といたしましては、今後も、移動市役所でも申請を受け付けるなど、さらにマイナンバーカードを取得しやすい環境づくりに努めてまいります。

次に、(3) 市民生活にメリットのあるマイナンバーカードの利活用の方針はについて、お答えいたします。

本市においては、昨年12月、由利本荘市マイナンバーカード利活用宣言を行ったところであり、マイナンバーカードの機能をこれからのまちづくりに最大限に活用していくこととしております。

今後は、マイナンバーカードの拡張機能による資格確認や、電子証明書による本人確認機能を生かして高齢者健康づくり促進事業や、公共交通対策事業などにおいても、他の自治体で行われている実証実験の動向などを踏まえながら、マイナンバーカードの活用を検討してまいります。

なお、自治体マイナポイント事業につきましては、国や既に実施している自治体から情報収集してきたところでありますが、マイナンバーカードの普及と連動して考える必要があり、費用対効果などを十分研究しながら検討を深めてまいります。

次に、3、G I G Aスクール構想における子供たちの教育と学校生活については、教育長からお答えいたします。

以上であります。

○議長（伊藤順男） 秋山教育長。

【秋山正毅教育長 登壇】

○教育長（秋山正毅） 泉谷尅馬議員の教育委員会関係の御質問にお答えいたします。

初めに、3、G I G Aスクール構想における子供たちの教育と学校生活についての（1）タブレットの自己管理についての指導は、（2）情報の取捨選択についての教育は、（3）情報発信における文章作成能力についての教育方針は、（4）知的財産権に関する教育方針、教員の育成方針はについては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

タブレットの自己管理の指導につきましては、小学校低学年から、教師の指導の下、安全・大切に使用するよう、きめ細やかに指導しているところであります。タブレットは、学年が上がるにつれて、使用頻度が高まりますので、その取扱いについては、児童が自分で取り組めるチェック項目を示して、児童自身が自己管理できるよう指導しております。

今後も、成長の段階に応じて自己管理ができるように、具体的に取り組んでまいりま

す。

情報の取捨選択につきましては、現在、国語科の授業において、同じテーマを扱った複数の新聞を比較し、その主張の違いを読み取る学習から、書く人によって、同じ事柄でも伝える視点が違うことを理解したり、複数の情報源から信頼性の高い情報を選択するなどの取組を行っているところであります。

また、社会科でも、複数の資料を基に、子供たちがそこから必要な情報を読み取り、互いに意見交換しながら考察する授業も行っております。

このような情報を正しく評価し、活用する力は、今後も進化し続ける情報化社会の中で、より大切で必要な力になるものと考えておりますので、ICT教育における重要な取組として、継続して指導してまいります。

情報発信における文章作成能力につきましては、これまで作文や感想文の学習を通して、自分の思いや考えを適切な表現で分かりやすく伝えることや、根拠を明確にして順序立てて表現することの大切さなどを重視して指導してまいりました。

今後はさらに、情報発信を意識した文章作成において、読む相手を意識して作成することや、伝えたい内容を精査し、短い文章で分かりやすく作成するなどの力も求められてきております。

こうしたことから、今後、日常の様々な学習において、自分の考えを整理し、まとめるだけではなく、友達や友人にどのように伝えるかまでを意識した学びを進めてまいります。

また、知的財産権に関する知識におきましては、学習指導要領でも、小学校において、人権や知的財産権などを含む情報モラルの指導の重要性が示されており、中学校の技術・家庭科でも、著作権を含めた知的財産権について、学習しているところであります。

今後、情報化社会で生きる上で、とても大切な学びであることから、引き続き、子供たちの意識を高め、取り組んでまいります。

さらに、教師においても、国が行っている著作権講習会や情報モラル研修会などの学ぶ機会を紹介したり、市情報教育研修会で研修内容に取り上げたりしながら、資質・能力の向上に努めてまいります。

GIGAスクール構想におけるICTを活用した教育を推進していく上では、授業をコーディネートする教師の意識の改革や、指導技術のアップデートが必要であります。

このため、講座や研修の必要性は高く、今後も各種講座や研修会のほか、様々な先行事例を研究しながら、取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、(5)子供たちのタブレット操作能力及び学力・成績への影響はについて、お答えいたします。

ゆりほんICT子供の学びアップデートプランは、市の強みを生かした独自の取組であり、産・学・官連携により、子供たちのICT活用能力を育み、主体的・協働的で個別最適な学びを推進する大きな力になっております。

特に、事業の柱の一つであるICT支援員派遣事業は、県立大学生が定期的に各学校を訪問し、子供たちのタブレット操作を直接支援する取組であり、授業中のハブニング対応のほか、デジタルドリルの使い方やインターネットの検索方法、各種ソフトの使い

方など、操作方法を直接大学生から学んでおり、子供たちの能力向上に大きく寄与しているものと捉えているところであります。

I C Tの活用効果につきましては、一つに、自分の伸ばしたい力を主体的に伸ばせるという点があります。デジタルドリルを使って、過去に遡って復習したり、得意な教科は上の学年の内容を先取りして学習したりすることができるなど、個々の学力と意欲に応じた個別最適な学びができます。

次に、学習の記録が残しやすいという点があります。子供自身が、過去の学習の過程や成果を振り返ることができるだけでなく、教師が子供を評価する際にも、記録が残っていることで丁寧に定着状況を把握し、その後の指導に生かすことができます。

さらに、子供同士の情報の共有がしやすいという点があります。一人一人が手元で入力した考えを教師がスクリーンに一覧で表示したり、紹介したい内容を拡大して提示したりするなど、効率的・効果的に学習を進めることができます。

このようなI C T活用の効果は、多様化する児童生徒一人一人の資質・能力に応じた個別最適な学びの実現につながるものであり、I C Tを活用し、思考力・判断力・表現力等を育むことにより、子供たちの学力向上に結びつくものと考えております。

次に、(6) タブレットによる学校生活・いじめ相談の仕組みづくりをについて、お答えいたします。

いじめ問題につきましては、市や各学校が行う学校生活アンケートや児童生徒や保護者と学級担任との面談等により、実態把握に努めるとともに、全職員による日常的な児童生徒の観察や情報交換を通して、悩みや困り事の早期発見と即時対応に努めているところであります。

市といたしましては、今後より一層、児童生徒が悩みや困り事を相談しやすい環境を整えるために、児童生徒全員に配布されているタブレット端末を活用した教育相談の体制づくりに取り組んでまいります。

タブレット端末は、メール等により周囲の目を気にせず、自分の気持ちを学校や関係先に直接伝えることができるため、これまでなかなか悩みや困り事を相談できなかった児童生徒も、タブレット端末を活用することにより相談しやすくなると考えております。

令和5年度の設置を予定している教育支援センターは、その点をも視野に入れて設置しようとするものであり、児童生徒支援の一環として、オンラインで子供の悩みや困り事に対応するなど、教育相談の機能の強化・拡充を進めてまいります。

教育支援センターが、教育相談の機能を充実させることにより、児童生徒においては相談窓口の選択肢が広がり、一人一人に応じた対応が一層可能になるものと考えております。

今後も関係機関との連携を深めながら、いじめ問題等の早期発見を図るとともに、子供自身が相談しやすい体制の充実に努めてまいります。

以上であります。

○議長（伊藤順男） 10番泉谷尅馬さん、再質問ありませんか。

○10番（泉谷尅馬） 大変丁寧な御答弁ありがとうございました。よく分かりました。ありがとうございました。

それで、確認の意味も込めて、ちょっと何点か再質問をさせていただきたいと思いますが、まず、大項目1番、水林テニスコートをはじめとするスポーツ施設の整備方針について御答弁いただきました。

その中で、中項目(1)番、水林テニスコートがこのような現状になった原因については、業者に頼むといろいろとお金がかかるので、軽微な修繕については職員の皆さんたちで、自分たちで修繕してきたというふうな御答弁だったかと思いますが、今後、大規模改修は計画されていると思うんですが、その大規模改修後も同じような整備方針、修繕方針を行っていくのか、また、せっかく改修したのに、また自分たちでやらざるを得ない状況になっちゃうのかなという観点から、その整備方針についてお伺いしたいと思います。

○議長(伊藤順男) 湊市長。

○市長(湊貴信) ただいまの再質問につきまして、観光文化スポーツ部長より答弁させます。

○議長(伊藤順男) 高橋観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長(高橋重保) ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

まず、大規模改修を前提としたということで、これまでは職員が対応してきたという事実がございます。大規模改修の後になりますと、一定程度は大規模改修の効果によってある程度のメンテナンスと申しますか、その不要の時期があるというふうに理解はいたしますが、いずれその長期間にわたってはメンテナンスが必要な時期が来るであろうと思っております。

それまでの間について、指定管理であるとか、それから業者委託であるとか、いろいろな方法がまず考えられますが、その状況状況に応じた形で、最小の投資で最大の効果というようなことがありますので、検討してまいりたいというふうには思いますが、原則は、職員自らがやれることはやって、できないところはお願いするというふうな考え方で、メンテナンスについては対応していきたいと思っております。

○議長(伊藤順男) 10番泉谷尠馬さん。

○10番(泉谷尠馬) ありがとうございます。ぜひそのようにお願いしたいと思います。

また、中項目(2)番、水林テニスコートの大規模改修に向けてになるんですが、こちら一括で御答弁いただきました。

なぜこの質問をさせていただいたかというのと、やはり大規模改修しても、せっかく改修しても規格に合っていないようなテニスコートができてしまっただけでは、ちょっと困るなどというところから、ちょっと懸念して、このような質問をさせていただきましたが、担当される職員もスポーツに精通した職員が行っていただくということ、また業者についても相応の業者が対応するというところで御答弁いただいたというふうに認識しております。

あと、その時期についてなんですが、ほかの全体的なスポーツ施設等の兼ね合いもあるが、現段階では令和6年度中の完成というか、改修を目指しているというふうにお聞きしたと思いますが、その認識で間違いはないかお伺いいたします。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問につきましても、観光文化スポーツ部長より答弁させます。

○議長（伊藤順男） 高橋観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（高橋重保） 再質問にお答えをさせていただきます。

現時点では新創造ビジョン実施計画の中で、令和6年度ということによって位置づけられております。しかしながら、令和7年度までの期間延長と、それから全体の中で、当然その見直しというのが今やられておりますので、令和6年度に確実に実施できるということは、今この場でお約束できませんが、計画ではそうなっております、我々としても大規模改修の必要性は認識しているということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（伊藤順男） 10番泉谷尅馬さん。

○10番（泉谷尅馬） ありがとうございます。ぜひテニスプレーヤーの方も大変心待ちにしておりますので、ぜひ迅速な修繕というか、いろいろ都合もあるでしょうけど、なるべく早めに大規模改修に移っていただければありがたいなというふうに感じておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

続いて、大項目2番、マイナンバーカードの普及と利活用についてでございます。

中項目（1）番、普通交付税の算定に影響するマイナンバーカードの交付率に対する考えはということで、当然のことながら、その上位3分の1の市町村が達している交付率以上を目指しているというふうな御答弁をいただきました。

それで、2月末の時点で1,741団体中756位というところで、去年、令和4年度4月末時点では順位は1,162位だったというふうに記憶しておりますが、そこから大分順位が上に伸びたなというふうに感じておりました。

また、その交付率に関しても、今1月時点では60何パーセントから65.46%、これもマイナポイント第2弾事業もあって2月末追い込みの申請率でいうと、73.85%ですね。申請があったのかなというふうに思います。

なので、この申請率が73%ということは数か月後には交付率もそれに近づく数字になるというふうに認識をしております。ただ、残りの約3割の方がまだ持たれていないということで、行政手続等を効率化していくには、やはり、市長もおっしゃっていただいていたように、全ての市民の方にマイナンバーカードを持っていただきたいという思いがあると思います。

中項目（2）番のマイナンバーカード交付率が現状にとどまる理由と対策はについてなんですけども、その中で、いろいろとセキュリティー面の問題ですとか、仕事の都合等時間がなくて、なかなか受け取りに来られないという方がいらっしゃるのが原因ではないかというふうな御答弁があったと思います。

ただ、現段階で、マイナポイント第2弾事業、要は最大2万ポイントもらえる事業があったのにも関わらず、申請されなかった人というのは、ちょっとこれからどんな理由があっても、なかなか申請されないんじゃないかなというふうに考えているのが正直なところでございます。

その辺についてはどのような方針で、この3月以降申請率を増やしていくのか、その考えについて伺いたいと思っております。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたします。

御指摘のように、多くの市民の皆様の御理解、御協力によりまして、今、御指摘いただいたように、この1月ぐらいで一気に皆さんに取得をしていただくことができました。大変感謝をしています。

一方で、皆さん御存じかも知れませんが、窓口がかなり混んでお待ちいただいたり等々あって、大変御迷惑をおかけしたなと思っておりますが、県内市町村の中でも、今まで真ん中よりちょっと上ぐらいだったのが、今もう上位のほうに、競うものではないとは思いますが、県内市町村の中でも割といいような順位になってきております。これを引き続きしっかりとやっていきたいと思っております。

先ほど来、ちょっと話がありますが、交付税の関係等々、これやっぱりどうしても頭の中に私もあって、その3分の1に入るということは、ひとつ頭にあるんですけども、それだけではなくて、基本的に、今、市でも進めています、いろいろなDX関係の政策的な部分についても、皆さんがマイナンバーカードをお持ちいただいていると、より利便性が高まったり、そういった行政サービスが非常に受けやすくなるといったところもありますので、そういう意味では、先ほどお答えさせていただきました、全ての市民の皆様にお持ちいただければ、よりそういった市がやっている政策についての効果であったり、利便性を受けてもらえるのかなというふうには思っています。

実際、そのマイナポイントが、今、ないという中で、これからどうしていこうかということも、私たちも担当等ともいろいろ苦慮しているところではありますが、先ほど言いました、お一人であってもすぐ役所のほうから走って行って対応するですとか、来年度、今、提案させていただいております移動市役所の関係ですとか、役所としてもきめ細やかな動きができるようにしてまいりたいと思っておりますし、いろいろと考えられる施策を持って対応していきたいと考えています。

そういうことで、あとはいろいろな場面を通して、私ども、私も含めて、市役所職員がいろいろと市民の皆様の前でお話をさせてもらう機会というのはありますので、そういったときにも、少しマイナンバーカードについても話をさせていただきながら、取得に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

○議長（伊藤順男） 10番泉谷尅馬さん。

○10番（泉谷尅馬） ありがとうございます。取得、申請については、そのような大変な中、引き続き頑張っていたいただきたいというふうに思います。

続いて、その中項目（3）番、市民生活にメリットのあるマイナンバーカードの利活用の方針はについてでございますが、ここも非常に重要なのかなというふうに感じていました。せっかくマイナンバーカードを持って使うようなところがなければ、なかなか持っても意味がないのかなというふうに感じてしまいます。

先ほど、市長の答弁の中でも、高齢者の方に対する事業ですとか、公共交通に関するところでいろいろと先行事例に関するものを研究しながら進めていくという御答弁だったろうと思います。

やはり、私も今、マイナンバーカードを当然持っていますけれども、なかなか市の行政手続で使うようなことが本当になくないというのが正直なところなんです。今年も確定申告

では使いましたけど、市の住民票を取るといったって、そんな年に何回も毎月取るようなものでもないですし、なかなか市の行政手続には活躍する部分がないなというふうに感じていますので、ぜひここについては、マイナンバーを活用するような、いっぱい使えるような施策について取り組んでいただきたいと思います。

例えば、その施策を考えるに当たっても、それぞれの部署単位で考えるのか、マイナンバー活用って、多分部署関係なく横断的な検討が必要だと思うんですよ。その辺については利活用するためにどのような施策を考えていくのか。その体制というか、方針についてお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問につきまして、総務部長より答弁させます。

○議長（伊藤順男） 小川総務部長。

○総務部長（小川裕之） ただいまの再質問にお答えいたします。

マイナンバーカード、いずれも100%に近い取得率を目指していることなんですが、そのためには、やはりいろんなサービスを提供できなければ魅力あるカードにはならないなと思っております。

そのための取組として、横断的という、全庁としてということですが、現在、行政改革推進課の中にDXの班がございまして、総務省からいらしているDX推進監もいらっしゃいますけども、そこが中心になりまして、全庁のDX関係、それからマイナンバーの利活用関係を取りまとめて、司令塔のようになって進めているという状況でございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤順男） 10番泉谷尅馬さん。

○10番（泉谷尅馬） ありがとうございます。ぜひその交付率、申請率に合わせて、マイナンバーカードを利活用できるところもどんどん増やしていただきたいと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

続いて、大項目3番、GIGAスクール構想における子供たちの教育と学校生活について、中項目の（5）番、子供たちのタブレット操作能力及び学力・成績への影響はについてでございます。

操作能力については、この事業で大きく寄与してきたという御答弁をいただいたと思います。また、学力とか成績についても、自分の伸ばしたいところを伸ばすとか、記録を残せる等々のいろんなメリットがあるよという御答弁だったかと思います。

私、これなぜ質問させていただいたかという、こういったICTを活用するのはそうなんですが、それが目的になってはいけないなという思いで質問をさせていただきました。つまり、ICTの活用というのは、目的、そこがゴールじゃなくて、それを活用することによって子供たちの成績が上がったりとか勉強がはかどったりとか、そういったところを確認したくてこの質問をさせていただいたところでございます。

令和5年度以降もまたさらにアップデートしたこのICTの事業を進められていくかと思いますが、その令和5年度については、令和4年度と違ってどのような形で現段階で進められていく予定なのか、お教えいただきたいと思います。

それがどのように子供たちの学力とか成績に影響をしていくのを狙っているのか、そこについてお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤順男） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） 泉谷議員の再質問にお答えいたします。

今までのICT支援員の主な働きというのは、子供たちが本当に困ったときに手伝って、いろんなフォローをするというのが、一番大きな仕事でした。タブレットそのものの活用が子供たちだんだん慣れてきて、この1年間でずっと、積極的に使えるようになってきているし、そこでの困難があまりなくなってきたので、これからは、やっぱりICTの支援員の皆さんがフォローして、先ほどもちょっと話しましたけれども、勉強の手助けをするところにどんどん入っていくというような形が、支援員のこれからの活動だと考えています。

子供たちはタブレットを使うことは、今までの授業というのは、割と集団の中でみんなできやって授業を煮詰めていくという形が主だったんですけども、これからは、そういう時間もあるけれども、個を伸ばす、自分のよさを伸ばすとか、自分の興味あるところにどんどん向かっていくと、そういう時間も増えてくるので、そういうところに対応するのは、やっぱり先生一人ではできなくて、そこを支援していくのが、これからのICT支援員の一つの仕事だと考えています。

子供たちが、自分が何を求めていくかというのを、より強く出していくという学びの姿というのを、これからの学習の中で求めていきたいと考えています。

○議長（伊藤順男） 10番泉谷尅馬さん。

○10番（泉谷尅馬） ありがとうございます。令和4年当初、この事業の概要が発表されたときは、この支援員の方は、あくまで操作の技術的なフォローをするだけなのかなというふうに認識しておりましたが、令和5年度に向けてはその支援員の役割も変わってくるというような認識でよろしいのでしょうか。

○議長（伊藤順男） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） ただいまの再質問にお答えします。

ただいまお話しさせていただきましたように、子供たちのよさを伸ばすために、より深く関わっていく形で支援員の人たちの力を借りていきたいと考えていまして、できれば、そういうものの学びの形というか、集約されたものをいろんなところで発表していく、そういうところに結びつけていきたいと考えています。

○議長（伊藤順男） 10番泉谷尅馬さん。

○10番（泉谷尅馬） ありがとうございます。このICT活用によって子供の学びもそうですし、中項目（6）番でも質問させていただいた相談の仕組みなんかも、いろいろと時代に合わせて変わっていくのかなというふうに感じておりました。

そのICTの技術が、そういったふうに広く活用されて、子供たちのすばらしい学校生活につながるように願っておりますので、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。御答弁ありがとうございました。

○議長（伊藤順男） 以上で、10番泉谷尅馬さんの一般質問を終了いたします。

この際、午後2時50分まで休憩いたします。

午後 2時37分 休 憩

午後 2時50分 再 開

○議長（伊藤順男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
一般質問を続行いたします。

3番佐藤正人さんの発言を許します。3番佐藤正人さん。

【3番（佐藤正人議員）登壇】

○3番（佐藤正人） 皆様こんにちは。公明党の佐藤正人です。

議長の許可をいただきましたので、大項目の6点について質問させていただきます。

大項目1、資源循環型社会の実現について。中項目（1）サーキュラーエコノミー、循環型経済について。

私は、令和元年から令和3年、まちづくり協議会のメンバーでした。私たちは由利地域について、地域の魅力や若者が感じている課題を知るため、由利中学校の2年生とコラボレーションし、産業・観光・歴史などをテーマに、フィールドワークや意見交換を通し、提言をしていただく活動を行いました。

その中で多かったのが、環境問題やごみに関する意見でした。

私たち大人は車で移動することが多いため、気づいていなかったのですが、通学時ごみのぼい捨てなどが気になっているようでした。

SDGsを学んでいることもありますが、大人が考えているより、環境やごみに対して意識が高いことに驚きました。中学生に影響を受け、私もごみ問題を意識するようになり、サーキュラーエコノミーを知りました。

サーキュラーエコノミー、循環型経済とは、資源の循環を図り、廃棄物を出さないことを主軸とした経済モデルのことをいいます。従来の大量生産・大量消費・大量廃棄の経済に変わり、製品と資源の価値を可能な限り保全・維持し、廃棄物の発生を最小化することを目的としています。

そして、環境負荷の軽減だけではなく、新たな経済効果や雇用の創出をもたらすのが特徴です。

資源の輸入を最小化し、地域内で循環させ、商品開発の段階から資源廃棄の可能性をなくす仕組みが構築されています。

サーキュラーエコノミー発祥のオランダには、マッドジーンズという会社がジーンズを月額制で借りるビジネスモデルを立ち上げました。利用者は破れたり、はかなくなつた際に返却すると線維化され、再び新しいジーンズの製造に活用されます。40%が再資源化され、新しいコットンの調達量が60%で済むようになったといえます。

このようにサーキュラーエコノミーの先進地では、社会全体で資源の循環が図られています。

日本はこれまで、リデュース、ごみの量を減らすこと。リユース、一度使ったものをごみにしないで繰り返し使うこと。リサイクル、要らなくなつたものやごみをもう一度資源として使うことの3つのRからなる3R政策を循環型社会の取組として行ってきました。

しかし、3R政策は廃棄物が出る前提の政策であることに対して、サーキュラーエコノミーは、そもそも廃棄物や汚染を出さないという前提に立っています。

こうしたことから3Rをさらに発展させ、経済産業省は2020年5月、循環経済ビ

ジョン2020からサーキュラーエコノミーに向けてかじを取りました。

秋田県においても、2021年3月に第4次秋田県循環型社会形成推進基本計画を策定し、循環型社会ビジネスの推進や未利用資源活用の新規開拓などを掲げています。

そこで、本市のリサイクル率が気になりましたので調べてみました。例えば、「グラフで見る由利本荘市のごみのリサイクル率は高い？低い？」というウェブサイトによれば、リサイクル率は9.4%で、県内の自治体の中では16位でした。

また、本市と同じくらいの人口である茨城県龍ケ崎市など4つの市との比較では、ほかの4市はいずれも20%を超えていました。あまりにも低い数字に驚きましたが、リサイクル率の低い要因は何でしょうか。

また、目標などは設けているのでしょうか。

リサイクル率が高いとされる鹿児島県大崎町のことを調べてみますと、リサイクル率日本一を14回達成し、リサイクル率は83%だそうです。大崎町の1人当たりのごみの処理経費は年間9,400円で全国平均の3分の2で、年間9,000万円の節約になり、その分、福祉や教育にお金が使われているといえます。本市の1人当たりのごみ処理経費は幾らでしょうか。

本市の資源循環は、ほかの自治体と比べて遅れているように感じます。生ごみもプラスチックごみも粗大ごみも、燃やせるものは全て燃やすというのではなく、行政と市民と民間業者が一体となって、サーキュラーエコノミーのまちづくりを目指してはいかがでしょうか。

将来を担う若者たちに誇れるような資源循環型社会を実現するべきと思いますが、お考えをお伺いいたします。

大項目1、中項目(2) バイオマスの活用について。

本市は、平成23年3月に由利本荘市バイオマスタウン構想を策定し、生ごみの堆肥化による農地還元の普及啓発や廃食油のバイオディーゼル燃料化を進めるとしていましたが、進捗はどうなったのでしょうか。

今後、廃棄物系バイオマスの生ごみなどを回収して、飼料化や堆肥化、メタンガス化、エタノール化、固形燃料化への取組や下水汚泥を堆肥化するお考えがあるのかお伺いいたします。

大項目1、中項目(3) ジモティーを活用したリユース啓発について。

自宅で不要になったものを売ったり、譲ったりするためのアプリがあります。ジモティーと言いますが、郵送することを前提としているオークションやフリーマーケットアプリとは違い、地元の人同士でやり取りできるのが特徴です。また、取引が成立すると直接取りに行ったり、届けてもらったりすることも可能です。

広島市では、粗大ごみの減量やリサイクル推進のため、株式会社ジモティーと協定を締結し、リユースの啓発を図っています。

広島市以外にも77の自治体がリユースに関する提携をしておりますが、本市においても検討してはどうかと思いますが、お考えをお伺いいたします。

大項目1、中項目(4) 空き家対策について。

少子高齢化が進む日本社会で、近年深刻なのは空き家問題です。

政府によると日本の空き家は1998年から2018年の20年間で約1.9倍に増加しており、

2040年には40%を超えるという試算が出ています。

空き家が放置されると、建物の劣化による倒壊や崩壊、火災やごみの不法投棄などが生じます。

こうした課題に対して、従来の不動産の仕組みを再考し、さかさま不動産という会社をつくった人がいます。

さかさまとは、物件情報だけではなく、空き家を借りたい人の情報も公開しています。家主は空き家を借りようとしている人がどんな人か。空き家を使ってどんなことをしたいのか知った上で貸し出すことができます。

一般的に家主は、プライバシーや近所付き合いから、実家を捨てるのか、お金に困っているのかと言われるのが嫌で、空き家情報を公開したがるらないそうです。

しかし、どんな人がどんな目的で空き家を利用したいのか分かれば、社会貢献を理由に貸しやすくなるといいます。

従来の不動産情報では、成約すればそれでおしまいです。さかさま不動産では、マッチングした人がさらに新しい人を呼び込み、空き家問題を解決するだけではなく、新たな文化の流れを生み出そうとしています。

本市でも空き家バンクの成約は伸びていると伺っておりますが、こうしたさかさまの発想も参考になると思いますが、お考えをお伺いします。

大項目2、子育て支援について。

昨年の全国の出生数は統計開始以来、初めて80万人を割り込む見通しで、少子化は国の想定よりも8年早いペースで進んでいます。

そうした中、兵庫県明石市は、子供を核としたまちづくりで、子供に関する予算を10年間で2倍まで増やし、その結果、人口の増加率は全国ナンバーワンで、税収も増えています。

泉明石市長は、子育て世代のニーズを捉えれば、ここに移り住んで子育てしたいと思うのは当たり前で、決して明石市だけが特別なわけではないと言います。

今では、子育て支援を政策の一番に掲げる自治体が兵庫県内に広がり、東京23区にも飛び火しているそうです。

明石市では、5つの無償化を掲げ、高校生までの医療費完全無償化や保育料の第2子以降の完全無償化と副食費の完全無償化、満1歳までおむつの無料。しかも自宅に届けてくれるそうで、子育て経験のある人が研修を受けて配達員となり、配達の際に子育ての悩みや困り事を聞き取り、必要な支援につないでくれています。ほかに学校の給食費の無料化や遊び場の無料化を行っています。所得制限は設けず、自己負担もありません。

本市でも、高校生までの医療費無償化や子育て支援を手厚くサポートしていることは承知しておりますが、明石市は、徹底的に子育て支援の施策を充実させることで、子育て世代の転入者が増え、出生数も増加し、まちはにぎわい、財源の増加へと好循環が生まれています。

また、みんなで支える子供を核としたまちづくりは、高齢者や障害者にも優しいまちづくりになっているそうです。

泉明石市長は、日本の子育て支援は諸外国から見れば手薄であり、ほかの予算を削っ

ても、もっとお金をかけるべきとしています。また、財源のシフトはなぜ実現したかの問いに、思い込み、前例主義をなくすこととトップが決断することと答えています。

政府も次元の異なる子育て支援の実現を掲げていますが、子育て支援についてのお考えをお伺いします。

大項目 3、認知症条例の制定について。

愛知県大府市、兵庫県神戸市など、全国の様々な自治体で認知症に関する独自の条例を制定する動きが進んでいます。

条例制定のきっかけになったのは、2007年12月7日、愛知県大府市に住む91歳の男性がJR東海道本線共和駅構内の線路に降り、走行中の電車にはねられて死亡した事故でした。男性は長年認知症を患っており、ほんの数分、家族が目を離した隙に一人で出かけ事故に遭いました。半年後、JR東海から720万円の損害賠償請求が届きました。家族は弁護士を通し、父は認知症であることを訴えました。しかし、話し合いは持たれないまま1年後、督促状が届き、JR東海は訴訟を提起し、第一審では、家族の監督責任が問われ全面敗訴となりました。

家族側はこれでは認知症当事者の起こした事故の責任は、家族や介護スタッフの監督義務違反になる判例になりかねないとし、家族は控訴しました。

第二審では、半額の360万円の支払いを命ずるという判決になりましたが、すると今度はJR東海側が全額請求を求めて上告しました。ところが、最高裁は家族側の監督義務を限定的に捉える判断をして、JR東海側の請求を全面的に棄却し、家族側の逆転勝利となりました。

こうした教訓を踏まえて、愛知県大府市は、全国に先駆けて自治体独自の、認知症の人に優しいまちづくり条例を制定し、認知症サポーターの養成などに力を入れています。

一般的に認知症ケアは、医療・介護の問題であると理解されがちですが、認知症の人の数は、2025年には高齢者の5人に1人が認知症になると予測されており、団塊の世代が後期高齢者になることにより、施設不足によって自宅介護へのシフトなど、これまでのような医療・介護サービスだけでは解決できない時代に入ることが予想されます。

そのため、認知症の人が少しでも長く自宅で暮らせるようにするには、住民やボランティア、民間企業など様々な関係者が、認知症の人に配慮し、認知症があっても可能な限り普通に暮らせる社会をつくっていく必要があります。

こうした社会を認知症フレンドリー社会と呼び、認知症当事者やその家族の意見を反映することが重要となります。

認知症当事者として、全国で講演活動をする佐藤雅彦さんは、認知症の人を自分たちと違う人間だと考えるのではなく、共に歩む仲間だと考えてください。認知症の人は、何も分からない人ではなく、劣っている人でもなく、かわいそうな人でもありません。私たちも生き生きと豊かに暮らしたい。施設や病院に閉じ込められるのではなく、街に出て買い物したり、喫茶店でおしゃべりしたり、認知症になる前と変わらない暮らしを望んでいますと言っております。

認知症は決して他人事ではなく、自分もなり得る一人として捉える必要があります。

認知症本人の尊厳を確保し、本人及び家族への支援、そして地域のみんなが認知症を

理解し、受け入れる社会をつくっていかねばならないと思います。

県内ではまだ条例制定の動きはないようですが、秋田県は超高齢社会のトップランナーであります。他市に先駆け、認知症条例を策定するべきと思いますが、お考えをお伺いいたします。

大項目4、高齢者へのデジタル支援について。

これからの社会にあつて、スマートフォンなどデジタル機器の利活用は必要不可欠なものになると予想されます。

本市が実施した高齢者へのスマートフォン購入助成により、スマートフォンへ切り替えた高齢者も多いのではないかと思います。

御高齢であってもSNSなど活用されている方がいる一方で、デジタル機器に不慣れな方が多いのではと感じています。さらに、怪しいメールと気づかずに詐欺の被害に遭われている方もいらっしゃると思います。

町内や集落の会館に出向き、スマホ教室を開催してはどうかと思いますが、お考えをお伺いします。

大項目5、市民への情報発信について。

市長は、アナログも大事にしつつITを最大限活用として、市長自ら各種SNSやユーチューブ、ケーブルテレビを積極的に活用しながら、市民に向けて情報発信されています。

しかしながら、商工会新春懇談会の市長講話の中で、広報紙は全世帯に配布しているとおっしゃいましたが、町内会に入っていない世帯には届いておらず、全世帯に情報が行き渡っているとは言えないのではないかと感じました。

そこで、町内会未加入のため、広報紙が配布されていないと思われる世帯はどれくらいあるのでしょうか。

スマートフォンなどデジタル機器が利用できない方やケーブルテレビに未加入の方、町内会に未加入の方への情報伝達について、どのようにして行うのか。情報弱者を生まない取組が必要と考えますが、お考えをお伺いします。

大項目6、タブレット端末を使ったカウンセリングについて。

昨年、全国の小・中・高生の自殺者数が最高を記録しました。何らかの対策が必要です。

神奈川県鎌倉市では、小中学生が授業で使用するタブレット端末を使い、いじめや家庭内の悩みを教師やスクールカウンセラーに相談できる取組をしています。

本市では、依頼に応じてスクールカウンセラーが学校を訪問してカウンセリングに当たっていることは承知しております。

スクールカウンセラーの相談件数はどれくらいあり、その内容はどのようなものなのでしょうか。

また、対面で相談するのは、なかなか勇気のいることだと思います。2月15日付の秋田魁新報の記事によれば、子供の頃に親などからの虐待を経験した10代から60代の75%が学校の先生に相談しなかったと答えたことが民間団体の調査で分かったとしています。

タブレットを活用したほうが相談しやすい環境になるのではないかと思います。相談

のための選択肢の一つとして、タブレット端末を使ったカウンセリングを検討してはいかがでしょうか。お考えをお伺いします。

以上、大項目6点について質問いたしました。御答弁、よろしく願いいたします。

【3番（佐藤正人議員）質問席へ】

○議長（伊藤順男） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） それでは、佐藤正人議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、資源循環型社会の実現についての（1）サーキュラーエコノミー、循環型経済についてにお答えいたします。

市の令和2年度の1人当たりのごみ処理経費につきましては全国の類似市町村の平均値とほぼ同じ1万2,000円となっておりますが、リサイクル率については全国平均の20%、秋田県平均の11.2%より低い9.3%となっております。

リサイクル率が低い要因といたしましては、現在の市ごみ処理施設においてはリサイクルに必要な処理機器やストックヤードなどの受入れ体制が整っていないことにより分別品目が少ないことが主な要因と考えられます。

今後は、リサイクル施設を備えた新ごみ処理施設の稼働に併せてプラスチック容器、包装類を新たな分別品目に加えることなどにより、市一般廃棄物処理基本計画における令和11年度のリサイクル率目標値14.1%の達成に努めてまいります。

なお、国では環境白書において原料・生産・消費・廃棄というリニアエコノミー、直線的経済から今まで廃棄されてきた物を全て資源として活用するサーキュラーエコノミー、循環型経済への移行を目指すとしており、市といたしましても環境に配慮した持続可能性の高い経済システムとして捉え、行政としてどのような取組ができるか研究してまいります。

次に、（2）バイオマスの活用についてにお答えいたします。

市では、地球温暖化対策や循環型社会への転換を進めるため平成23年度にバイオマスタウン構想を策定し生ごみや廃食油、下水汚泥などの再利用を進めてきたところであります。

この構想に基づく利活用計画は令和2年度で終了しておりますが、国の動向や県内市町村の多くが再策定していない状況も踏まえ新たな計画は策定していないものの、以降はその基本理念を継承しバイオマス資源の有効活用に努めてまいりました。

廃棄物系バイオマスのうち家庭用廃食油につきましては、平成25年から市役所本庁や各総合支所などで回収しており、市内の建設会社が精製した上でバイオディーゼル燃料として利用しているほか、今年度からは大仙市の企業へ有償で譲渡し飼料原料や工業製品の原材料としても再利用されているところであります。

また、下水処理に伴う汚泥につきましては大内及び鳥海地域において令和3年度には22トン堆肥化した上で無償提供し畑や苗木用の肥料として活用されております。

未利用系バイオマスにつきましては、本荘由利森林組合が秋田市向浜のバイオマス発電所などに木質チップを供給しており、令和元年度で約1万2,000トン、令和2年度が約1万7,000トン、令和3年度には約1万9,000トンと年々増加し利活用が進んできております。

今後も本市の豊富なバイオマス資源について様々な活用方法を模索し使い捨て社会から循環型・還元型社会への転換を進めるとともに、地域の振興や活性化にもつなげていけるよう取り組んでまいります。

次に、（３）ジモティーを活用したリユース啓発についてにお答えいたします。

ごみ排出抑制及び再資源化に関する市の施策といたしましては、広報やホームページによるリデュース・リユース・リサイクルの３Ｒの周知や宅配講座などによる啓発活動を通して市民の皆様に使って捨てる商品の安易な使用の自粛、捨てる前の再資源化・再利用についてお願いしているところであります。

御質問にありますジモティーは、これまでのオークションやフリーマーケットとは違い地域内でのリユースが比較的容易に行える場となっております。

現在、ジモティーは誰でも気軽に利用できる状況となっていることから、市といたしましては今のところ協定を締結する考えはありませんが、このような流通システムによる不要品のリユースについて市民の皆様に取り組んでいただけるよう広報よりほんじょうやホームページ、SNSなどを通して啓発してまいります。

次に、（４）空き家対策についてにお答えいたします。

市では、空き家対策の一環として市空き家バンクを開設し空き家の利活用促進を図っております。

本市の空き家バンクは居住用物件を対象に売却を含む貸手、購入を含む借手を登録制としており、貸手の物件情報を市移住・定住応援サイトや全国版空き家バンク等で公開しております。

借手から相談があった場合には空き家バンク登録物件を紹介し、その中に希望物件がない場合には借手の了承を得た上で住みたいエリア、価格などの希望条件について市空き家バンク協力不動産事業者26社と速やかに情報共有を行い、数日以内に希望に沿った物件情報を提供しております。

相談者からは、迅速かつきめ細やかな対応に感謝のメールを頂くなど好評をいただいているところであります。

佐藤議員御提案のような借手が用途を指定し空き家バンクサイト上で自らの思いを公開しながら物件を求めるケースがない現状ではありますが、今後の相談状況を踏まえつつ柔軟に対応してまいりたいと考えております。

次に、２、子育て支援についてにお答えいたします。

市では明石市と同様に高校生までの医療費と保育施設の副食費を完全無料化にしているほか、保育料につきましても市単独での助成や県のすこやか子育て支援事業により第２子以降は約８割の児童が無料になっており、第１子の保育料も大幅に軽減されております。

訪問による相談支援につきましては、これまでも乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業による保健師等の家庭訪問を行っておりますが、さらに妊産婦のニーズに沿う相談方法の一つとしてオンライン相談機能を備えた子育て支援アプリの導入準備を進めております。

また、新たに始まる出産・子育て応援交付金事業に伴う伴走型相談支援において、産前産後に面談を実施し妊産婦の不安軽減のために支援の強化を図るとともに、おむつな

ど子育てに必要な物品の購入費用や子育て支援サービスの利用料負担を軽減するため給付金を支給いたします。

明石市は面積が比較的コンパクトで自然災害が少なく近隣の大都市へ雇用の場が求めやすい環境などから、インフラ整備や企業誘致などに関する予算を子育て世帯を支援する施策に振り替えることができたと同っております。

対照的に明石市の約25倍の面積を有し地理的条件に見合ったインフラ維持の費用負担が必要である本市とでは基本的な条件が異なることから、同様の手法で予算の配分を見直すことは難しいものと考えておりますが、今後も他市の優れた事例を参考にするなど子育て支援のさらなる充実に取り組んでまいります。

次に、3、認知症条例の制定についてにお答えいたします。

市では高齢者に優しいまちづくりを目指し様々な認知症施策に取り組んでおります。市民の皆様は認知症を正しく理解していただくため認知症サポーター養成講座、認知症セミナーの開催や世界アルツハイマー月間に合わせ認知症フェアを開催しております。

また、認知症の方やその家族の支援として認知症高齢者等見守り・SOSネットワーク事業を展開しているほか、医師を含めた認知症初期集中支援チームによる支援などにより認知症の方を適切な医療や介護サービスへつなげております。

さらに、認知症サポーター養成講座を受講した市民による見守りネットワークの構築や市民が主体となって認知症の方やその家族を支援するチームオレンジの立ち上げに向け準備を進めております。

市といたしましては、引き続き様々な認知症施策の充実努めることで広く市民の皆様は認知症を理解し受入れやすい地域づくりへの機運の醸成につなげてまいります。

御質問の認知症条例につきましては、制定済みの認知症条例の多くは認知症に関する理念や施策の方向性のみを定めていることから制定には慎重な検討が必要と考えております。

次に、4、高齢者へのデジタル支援についてにお答えいたします。

社会のデジタル化が進展するとともに市民の誰もがその恩恵を十分に享受するためにはスマートフォンが必要なツールとなっており、そうした中、高齢者等のデジタル弱者への支援が強く求められております。

市では今年度、65歳以上の方を対象としてスマートフォン購入費の一部を最大2万円補助する高齢者スマートフォン購入補助事業を実施し、新たに188人の方々にスマートフォンを持っていただきました。

さらに高齢者などを対象にスマートフォン教室を開催しており、これまで県が11回、市が3回実施してはりましたが、大変好評であったことからこの3月に市として追加開催することとしております。

来年度には新たにスマートフォンの操作等に不慣れな方へ個別の相談会形式で県立大本荘キャンパスの学生が具体的な操作方法等についてアドバイスを行うデジタルデバインド解消事業の実施を予定しているほか、今年度に引き続き県と市によるスマートフォン教室も計画しているところであり、実施に当たってはこれまでの申込状況を踏まえつつ会場を選定するなど、より多くの方々が参加できるように最大限に配慮しながら取り組んでまいります。

次に、5、市民への情報発信についてにお答えいたします。

市からの情報発信媒体の一つである広報紙につきましては、行政協力員を通して市内の各世帯に配付しており基本的には町内会未加入世帯へは配付されていないものと認識しております。

町内会未加入世帯への対応といたしましては、公共施設のほか御協力いただいている商業施設等16か所に広報紙を設置し入手できる状況としているほか、市ホームページ等により電子版の広報紙が閲覧可能であることも併せて御案内しているところであります。

広報紙の配付状況につきましては、1月末時点での施設入所者を除く市内の総世帯数から行政協力員により配付される2万5,591世帯と公共施設などを通して入手されている約1,400世帯を差し引いた約2,800世帯程度が町内会未加入により広報紙が配付されていないものと推計しております。

市といたしましては、町内会への加入を勧めながら未加入世帯への対応として引き続き広報紙を設置していただける施設の拡充に努めるとともに、特に高齢者世帯などにはスマートフォン等のデジタル機器の取得と利用に向けたサポートの充実を図るなど、市民の皆様がアナログでもデジタルでも多様な手法を用いて市政情報にアクセスし入手できるよう努めてまいります。

次に、6、タブレット端末を使ったカウンセリングについては、教育長からお答えいたします。

以上であります。

○議長（伊藤順男） 秋山教育長。

【秋山正毅教育長 登壇】

○教育長（秋山正毅） 佐藤正人議員の教育委員会関係の御質問、6、タブレット端末を使ったカウンセリングについてにお答えいたします。

各学校における教育相談につきましては、教師による対応のほかにスクールカウンセラーが市内の全ての中学校を定期的に訪問し生徒や保護者の相談に対応しております。

また、小学校においても中学校のスクールカウンセラーを活用するなどして児童の悩みや困り事に専門的に対応しているところであります。

今年度9月末現在の市内23校におけるスクールカウンセラーの活用実績につきましては、相談件数がおよそ120件であり、その内容は性格・行動や友人関係、学習・進路、部活動等、多岐にわたっております。

泉谷尗馬議員の御質問にお答えいたしましたとおり児童生徒が悩みや困り事の相談しやすい環境づくりを進めるため、今後、全員に配付しているタブレット端末を活用した教育相談の体制を整え、児童生徒が悩みや困り事を気兼ねなく相談できる選択肢を広げてまいります。

オンラインでスクールカウンセラーとつながることで対面での相談が難しい児童生徒も相談することが可能になるとともに、タブレット端末のメール等の機能を活用することにより、いつでも周囲の目を気にせず悩みなどを伝えることができるようになると考えております。

今後も児童生徒の悩みの解消に向け様々な取組を進めるとともに支援体制の一層の充

実に努めてまいります。

以上であります。

○議長（伊藤順男） 3番佐藤正人さん、再質問ありませんか。

○3番（佐藤正人） 御丁寧な御答弁ありがとうございました。何点か再質問させていただきます。

大項目1、資源循環型社会の実現について、中項目（1）サーキュラーエコノミー、循環型経済についてでありますけれども、リサイクル率が目標として14.1%ということで全国の平均の20%より低いわけでありまして、今まではストックヤードが狭くてできなかったということですが、リサイクル率は上げるべきものか、その辺はどのように考えたらよろしいのでしょうか。お願いします。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの質問につきまして、市民生活部長より答弁させます。

○議長（伊藤順男） 熊谷市民生活部長。

○市民生活部長（熊谷信幸） ただいまの御質問にお答えいたします。

本市のリサイクル率の目標は14.1%となっております。こちらにつきましては全国平均の20%よりも大分低くなっております。これについては先ほど言った施設の整備が整っていないことに加えましてリサイクル業者そのものが管内にはあまりないということで、そういった面も影響しております。

14.1%に設定しておりますのは県内の各市町村の平均リサイクル率を現在のところ目標に設定しております。

それから、リサイクル率が上がれば上がるほどいいのかということですが、こちらにつきましてはごみ処理施設の内容にもよるのかなと考えております。

例えば焼却を主にやっているところであれば、あまりにもリサイクルを進めることによって燃やせるごみを燃やすために今度は燃料が必要となる場合もありますので、こちらについてはリサイクルも含めてバランスを見ながら市において排出されるごみの量とか焼却の規模とかを総合的に勘案した上でリサイクルする品目を決定していくべきだと考えております。

○議長（伊藤順男） 3番佐藤正人さん。

○3番（佐藤正人） ありがとうございます。事情はよく分かりましたけれども、ただ、これからの時代はやはり資源循環ということが求められてくるのかなと思います。

本当に逆に中学生から教えられたという感じがするんですけども、そういうふうには、若い世代も、この循環、ごみとかいう問題については非常に意識が高くなっている。それに我々がどう応えていくか、未来の由利本荘市民にどう応えていくかということが非常に大事になると思いますので、市としてもサーキュラーエコノミーに取り組んでいくんだという明確な姿勢があればいいのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤順男） 熊谷市民生活部長。

○市民生活部長（熊谷信幸） ただいまの御質問にお答えいたします。

サーキュラーエコノミーにつきましては、議員が先ほどお話しされたとおり、物の製造の段階から、ごみを出さない、資源化を目的としてやるということが打ち出されておりました。また製品の製造部分に関しましても、国がどのようにやっていくのかという

ところは基本的にまだ明確になっておりません。

当然、私どもも、国の白書にある・ない関わらず、こういうことは非常に大事だと思っておりますが、今ここで、国の役割ですとか企業の役割も明確になっていない中で、私どもの市のほうが宣言というのはなかなかできないのかなと考えておりますが、いずれ今後の状況を見つめながら、市としてどういうふうな体制ができるのか。最終的には当然サーキュラーエコノミーを目指していくべきだとは考えておりますが、宣言というふうになりますと、まだちょっとこの先になるのかと考えているところでございます。

○議長（伊藤順男） 3番佐藤正人さん。

○3番（佐藤正人） ありがとうございます。将来に向けて、そういう取組もやっていくということで理解をいたしました。

続いて、大項目1、中項目（2）バイオマスの活用についてでございますけれども、農業分野において、今、化学肥料の原料がだんだん入りづらくなっている、高騰しているという状況にあります。農業分野においても、今後、昨日もサキホコレで有機農業への切替えがお話しされておりましたけれども、そういったことで有機質肥料の生産というものが大事になってくると思います。

かつて、秋田しんせい農協もペレット堆肥を製造しておりましたけれども、機械の老朽化等で数年前に中止はしておりますが。そういったことで、大量の肥料の生産というものも必要になってくるかと思えます。

昨日もお話ありましたけれども、耕畜連携の上からも、生ごみの利用等、そういったものによる有機質肥料の生産についてのお考えがありましたら、よろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に対しまして、産業振興部長より答弁させます。

○議長（伊藤順男） 齋藤産業振興部長。

○産業振興部長（齋藤喜紀） ただいまの佐藤正人議員の再質問にお答えいたします。

まさに、化学肥料の減量化というふうなところ、それから、それについては有機農業への取組というところで、それについては、議員も御承知のとおり、国のほうでも25%の取組を目指すといった大きな目標がありますし、あと耕畜連携のお話もありましたが、まさにこれから国、県を挙げてそういったところにも取り組んでいくというところは、市の考えも同じというところでございます。

それから、御質問の生ごみの利用の有機物への考えというところですが、今のところ生ごみについて、まず分別回収をしていないという現実があります。そういった中で、今後、生ごみの処理については、例えば新ごみ処理施設の稼働もありますし、そういったところでどうしていくのかという考え方はあろうかと思えますが、そうなりますと行政だけではなくて、市民の御協力がないと実現できないというふうなところもありますので、市と市民と一緒にあって、これからカーボンニュートラルもありますし、そういったところに向けて一緒に取り組んでいきたい、検討していきたいというところでございます。

○議長（伊藤順男） 3番佐藤正人さん。

○3番（佐藤正人） 同じ内容で、同じ項目で質問いたしますけれども、乳牛を生産して

いる農家の方が、ふん尿の処理に非常に困っている。それを転換できたらいいのになというふうなことを言うておりました。

そういった面で、市でバイオマスのいろんな取組じゃなくて、例えば民間の業者とか農家の方が、こういった装置を使ってバイオマスの利用をしていきたいんだけど、市で支援してくれるかという面では、今後どういうふうを考えられますでしょうか。

○議長（伊藤順男） 齋藤産業振興部長。

○産業振興部長（齋藤喜紀） 再質問にお答えいたします。

ただいまの御質問ですが、乳用牛を主体とした畜産農家のふん尿の処理に対して、自らというところで受け止めましたが、そういった例えばバイオマス施設をやりたいといったところの市の支援ということで理解しました。

市の単独の支援ができるのかということもありますが、補助事業等もあると思いますので、そういったところでまず救うことはできないのかということ、それから、もしそれが可能であれば、例えばですが市のほうでも協調して考えられないかとか、そういった検討できるのかなと考えておりますので、ぜひ相談いただければと思うところがございます。

○議長（伊藤順男） 3番佐藤正人さん。

○3番（佐藤正人） ありがとうございます。いずれにしても、資源型の社会、循環型社会については、今後、市でも重要な施策となると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、大項目2、子育て支援についてです。

確かに、答弁で、市の面積も違うし構造的にも違うから、一概には一緒にできないんだよという説明、よく分かりました。

ただ、その中で明石市がおむつを、これ外部委託で生協のほうでやっているんですけども、子育て経験のある人が毎月、それも配達しながらお話を聞くというふうな体制を取られていらっしゃる。国が言っている伴走型支援、そういった面でも非常にこうした形は有効なのかなと思うんですけども、いかがなものでしょうか。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） 健康福祉部長より答弁させます。

○議長（伊藤順男） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） ただいまの佐藤正人議員の再質問にお答えいたします。

今、議員もおっしゃいましたが、国のほうで、今、妊娠、出産、それから子育て期まで、経済的な支援、それから伴走型の相談支援、こちらのほうが始まろうとしてございます。

それと併せまして、先ほど答弁の中でも触れておりますけれども、新たにオンラインの相談機能を備えました子育て支援アプリ、そういったものも来年度から運用を始めるということで予定してございます。

そういったところの運用状況であったり、効果のあたりを少し見ながら、御質問にありましたおむつの無料宅配については、その必要性のあたりを今後検討してまいりたいと考えてございますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤順男） 3番佐藤正人さん。

○3番（佐藤正人） ありがとうございます。オンラインも大事ですが、やはり対面で話を聞くということも大事だと思いますので、今後よろしく御検討をお願いいたします。

大項目3、認知症条例の制定について再質問いたします。

2025年には5人に1人がというふうなことも言われますし、2025年からは団塊の世代が後期高齢者に入っていくということで、日本の社会も、特に秋田県が高齢化率高いんですけれども、今まで経験したことの無いようなそういう時代に入っていくことが予想されるんですけれども。

認知症条例でなくても、そういったことへの何か取組というか、今までとは違うんだという意識の中での取組などございましたらよろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問につきまして、健康福祉部長より答弁させます。

○議長（伊藤順男） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） ただいまの佐藤正人議員の再質問にお答えいたします。

特別ということは基本的にはないんですが、先ほど市長の答弁の中にもありましたが、いろんな施策もやってございますし、あとは認知症への理解を深めていただく講座等も、先ほど申しあげましたところでいいますと認知症サポーター養成講座、それから認知症セミナー、それから認知症フェア、あとは、今後、チームオレンジということで認知症サポーター養成講座、認知症サポーターになった方がグループを組んでいただいて近隣の中で認知症の方がもしいれば、家族の方も含めて民間のほうで支えていただくと、そういった新たな施策につきましても今後立ち上げを予定してございますので。

こういった認知症に対する施策というのは、はっきりしたあれはないんですが、多分、他市に比べましても当市は進んでいるほうであると自負してございますので、こういったところをさらに充実させて、いわゆる認知症の方御本人もそうですが家族の方も含めたそういったところの理解を進めながら認知症の方が受け入れやすい地域づくり、そういったところを進めていきたいと考えてございますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤順男） 佐藤正人さん。

○3番（佐藤正人） ありがとうございます。

続きまして、大項目5、市民への情報発信についてです。

町内会に入っていない人は、例えば市役所なりマックスバリューなりに取りに来ればいいというお話でしたけれども、実際、家からあまり出られない方も数多くいらっしゃいます。そういった家庭については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） 企画振興部長より答弁させます。

○議長（伊藤順男） 今野企画振興部長。

○企画振興部長（今野政幸） ただいまの佐藤議員の再質問にお答えいたします。

かなり具体的な事案でのお尋ねでございましたけれども、基本的な考え方といたしまして、広報紙につきましては市からの情報発信の中心的な存在でございますので、基本的には全ての世帯に行き渡るのが望ましいと考えております。

一方で、地域における防災あるいは自治活動など地域コミュニティ維持に関しまし

て、市といたしましては行政協力員制度や自治組織につきましては不可欠なものだというふうに理解してございます。

それで、先ほど市長も答弁いたしましたとおり、町内会の加入を進めながら、未加入世帯へ先ほどのような対応をさせていただいておりますけども、高齢者であっても多様な手段でこうした情報にアクセスできるよう努めてまいりたいというのが基本的な考え方でございます。

○議長（伊藤順男） 佐藤正人さん。

○3番（佐藤正人） ただいまの高齢者でもこういったものにアクセスできるような状況をつくっていくというのは、どういうことでしょうか。

○議長（伊藤順男） 今野企画振興部長。

○企画振興部長（今野政幸） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

お尋ねの内容は、高齢者のアクセス方法ということでございますけども、先ほど市長の答弁にもございましたとおり、スマートフォン等のデジタル機器の取得と利用に向けたサポートを充実してまいりまして、そうしたアクセス環境を向上させていきたいということでございます。

○議長（伊藤順男） 佐藤正人さん。

○3番（佐藤正人） 市長の言われるアナログも大事にしつつという部分は、広報紙だと思わすけれども。

例えば、行政協力員の方に町内会以外の方にも配布をお願いするという事は難しいものなんでしょうか。

○議長（伊藤順男） 今野企画振興部長。

○企画振興部長（今野政幸） 佐藤議員の再質問にお答えします。

行政協力員への未加入世帯への配布のことは難しいのかというふうな御質問であったと思わすけども。

町内会から選出される行政協力員によっては対応いただいているところもあると伺っておりますし、またそれが難しいというふうな現実もあることは承知しているところでございます。

○議長（伊藤順男） 佐藤正人さん。

○3番（佐藤正人） ありがとうございます。

ほかの自治体の友人等に聞いてみますと、例えばうちのほうは要望すれば届けてもらえることできるよという自治体もあります。他の自治体のところでは、予算的なものはあると思いますが、新聞折り込みにして、新聞を取っていないところには個別に配達するという事をされている自治体もありますけれども、そのアナログ的に行き渡らせるという部分について、もう少しお答えいただけませんか。

○議長（伊藤順男） 今野企画振興部長。

○企画振興部長（今野政幸） ただいまの佐藤議員の再質問にお答えいたします。

多様な手法について研究してみてもどうかという話だと思わすけども、私どもそれなりに新聞折り込み等、いろいろ情報収集をして対応しているところでございますけども、様々なことを総合的に検討しながら今後研究してまいりたいと思わす。ありがとうございます。

○議長（伊藤順男） 佐藤正人さん。

○3番（佐藤正人） 研究しますという御答弁で、恐らくしないことだろうなと思うんですけれども。

アナログも大事にしつつという部分で、本当にやっぱりアナログでないと受信できない方、結構いらっしやると思うんです。そういった部分で、ぜひ御検討をいただければと思います。要望です。

続いて、大項目6のタブレット端末を使ったカウンセリングについて御検討いただいて、本当に助かります。非常に、コロナ禍でもあり悩んでいるお子さんがいらっしやると思いますので、そういった面で活用をいただければ非常にありがたいと思います。大変ありがとうございます。

以上をもって、再質問を終わります。

○議長（伊藤順男） 以上で、3番佐藤正人さんの一般質問を終了いたします。

○議長（伊藤順男） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明8日午前9時30分より引き続き、一般質問を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

大変御苦勞さまでした。

午後 3時55分 散 会